

# 国の制度及び予算に関する 提案・要望書



左上：横浜ベイブリッジスカイウォーク（令和4年6月25日リニューアルオープン）  
左下：横浜DXを推進する取組「YOKOHAMA Hack!」（令和4年7月4日キックオフイベント）  
右：横浜マリンタワー（令和4年9月1日リニューアルオープン）

令和4年11月  
横浜市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

横浜市は、今年度策定する中期計画において「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を基本戦略に掲げ、その実現に向けて、あらゆる分野の政策を連携させ取り組んでいます。

このたびの提案・要望は、感染症対策の一層の強化や、物価高騰で厳しい環境にある市民・事業者の皆様への支援をはじめ、出産・育児にかかる経済的負担の軽減など、基礎自治体として迅速かつ着実に取り組むべき施策を上げています。さらに、2027年の国際園芸博覧会開催に向けた取組や、大都市としての力を最大限に発揮するための「特別市」の実現など、横浜の将来の成長につながる重要施策についても御提案しています。

人口減少や少子高齢化の進展に伴う多くの課題に直面する中でも、横浜市は都市の魅力を高め、子育て世代に選ばれるまちづくりを進めています。子育て世代を呼び込むことで、地域や経済が活性化し、それが市民サービスの向上につながっていく。そうした好循環を創り出し、新たな活力を生み出し続ける都市を創っていきます。そして、国や県、周辺自治体等と緊密に連携し、最大の基礎自治体として、日本が抱える課題の解決と活力の創出にも貢献してまいります。

関係府省におかれましては、この提案・要望に対し、特段の御配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。



令和4年11月

横浜市長

山中竹春

# 提 案 ・ 要 望 項 目

1. 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化	1
2. 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置	3
3. 新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を踏まえた事業者支援策の拡充 ...	5
4. 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応	7
5. 「特別市」の早期実現	9
6. 出産育児一時金における地域加算制度の構築	11
7. 子どもの医療費助成の充実	13
8. 保育人材の確保・定着に向けた支援	15
9. 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実	17
10. デジタル・AI時代を見据えたGIGAスクール推進	19
11. 帯状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置	21
12. プラスチック資源循環の推進	23
13. 第9回アフリカ開発会議の横浜開催	25
14. 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進	27
15. 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援	29
16. 高速道路の整備推進	31
17. 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進	33
18. 道路・河川における防災・減災、国土強靱化の対策推進	35
19. 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進	37
20. 国際クルーズの再開と港の賑わい創出	39
21. 安全・安心で環境にやさしい港づくり	41
【巻末】提案・要望項目 府省別一覧	43

## 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化

内閣府、厚生労働省、総務省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を検証し、指定都市が柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みの構築
- 2 新型コロナウイルス感染症対応における役割分担の議論にあたり、横浜市を始めとする指定都市への意見聴取を引き続き実施すること

### 現状・課題

#### 国

- 新型コロナウイルス感染症対策では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）と感染症法、予防接種法が適用。感染症法は、平時からの感染症対策全般に対応する法律。保健所を設置する指定都市は都道府県と同等の権限を持つ。一方、特措法は全国的な感染症のまん延等の緊急事態を想定。都道府県が権限の主体で、指定都市の権限は極めて限定的。予防接種法は、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防する法律。臨時に行う予防接種において、指定都市は都道府県を通じて接種を実施。
- 第33次地方制度調査会専門小委員会において、新型コロナウイルス感染症対応等の都道府県と市町村の役割分担や連携のあり方等に関する課題について、**地方六団体に加えて指定都市市長会へのヒアリング**を実施。
- 感染症対応に係る司令塔機能を担う「内閣感染症危機管理統括庁（仮称）」の設置を予定。

#### 横浜市・指定都市

- 指定都市の所在する道府県における陽性者数のうち44%が指定都市に集中。



### 新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割の検証と、機能強化が必要

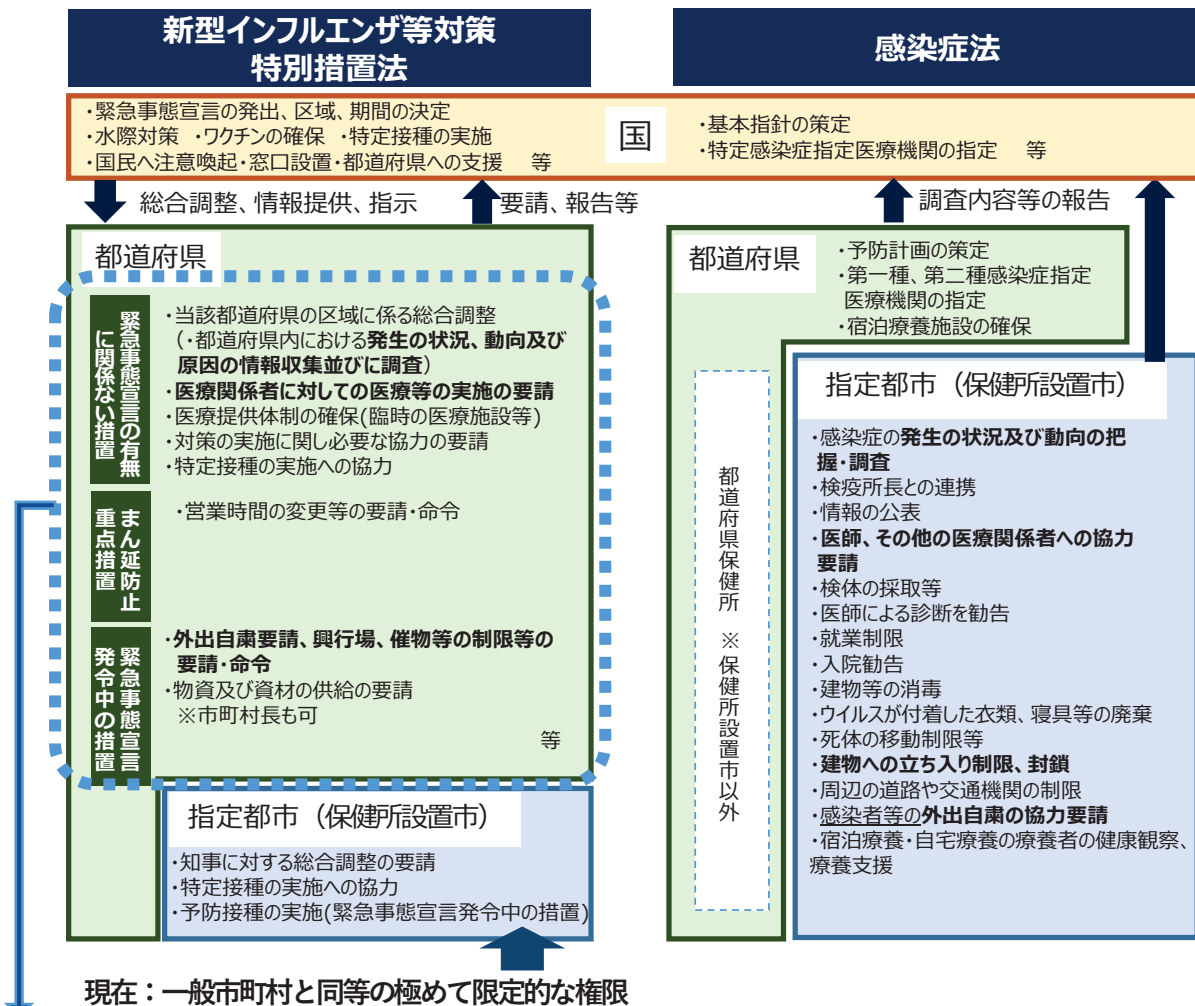
- 感染症対応の最前線となる保健所・衛生研究所、高度医療機関を持ち、経済活動の中心となっている横浜市等の大都市では、それらの資源を最大限に活用し、引き続き感染症対策、経済対策を進める必要がある。そのためには、新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を検証し、新たな感染症対策における指定都市の機能強化が必要。

### 提案・要望内容

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の国・都道府県・指定都市の役割を検証し、**特措法に基づく都道府県の権限について、希望する指定都市へ事務・権限・財源を付与し、指定都市が地域の实情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。**ワクチンについて、特に人口や人流が集中する指定都市においては、効率的かつ迅速なワクチンの供給・接種体制を構築するため、希望する指定都市に都道府県の権限を付与すること
- 2 新型コロナウイルス感染症への対応における国と地方の役割分担や国の関与のあり方を議論する際、指定都市の意見が反映されるよう、横浜市を始め、**指定都市からの意見を引き続き聴取すること**

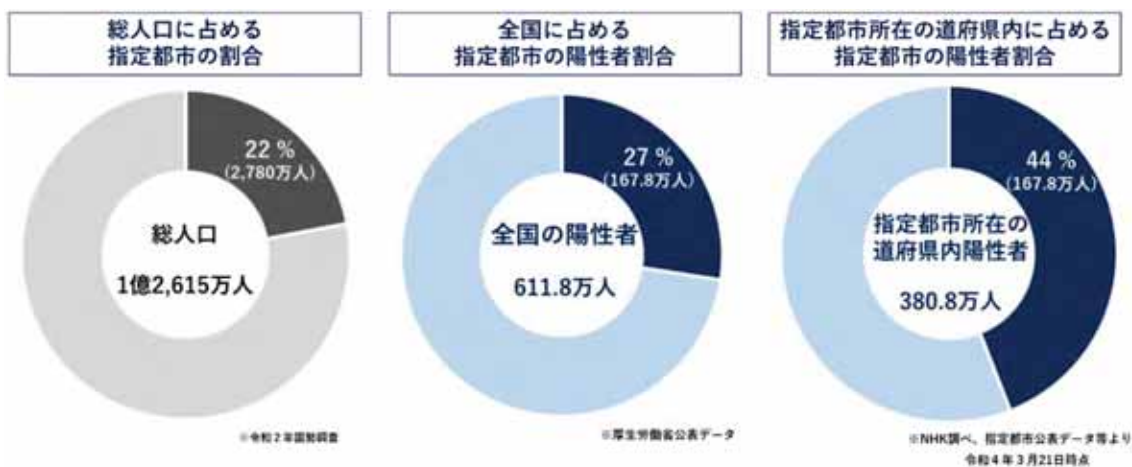


### 参考1 国・都道府県・指定都市（保健所設置市）の役割（特措法・感染症法）



新たな仕組み：新型コロナウイルス感染症対策の国・都道府県・指定都市の役割を検証し、  
希望する指定都市に対して、権限と財源を移譲（都道府県の広域調整機能を除く）

### 参考2 指定都市の感染状況



提案の担当	／ 政策局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長	長久 伸子	TEL 045-671-2109
	総務局危機管理室緊急対策課長	細川 直樹	TEL 045-671-2170
	健康福祉局健康安全部健康安全課感染症対策強化担当課長	橋本 育世	TEL 045-671-2445
	健康福祉局健康安全部健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	鳥丸 雅司	TEL 045-671-4840
	医療局医療政策部医療政策課長	山本 憲司	TEL 045-671-2438

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置

内閣府、総務省、厚生労働省

- 1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の必要額の配分と繰越等の措置の継続
- 2 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の交付対象事業の拡充と交付の継続及び指定都市に対する直接交付の実施
- 3 公営企業における特別減収対策企業債制度の継続

### 現状・課題

#### 国

- 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」）」は、令和2年度以降、断続的に措置され、地方の機動的な対応を支援。
- 公営企業の当面の資金手当措置として、「公営企業における特別減収対策企業債」（以下、「特別減収対策企業債」という。）を令和2年度に措置し、令和4年度も継続。

#### 横浜市

- 感染拡大防止と医療提供体制の確保、経済再生に向けた対策等をきめ細かく推進。
- 臨時交付金の現時点（令和4年9月）の交付限度額は693億円。令和4年度は当初予算に続き、補正予算を組み、感染症対策はもとより、児童・社会福祉施設等支援や交通事業者・港湾運送事業者の支援などの原油価格・物価高騰対策のほか、経済活性化策など、市民や事業者にも早急に支援が行き届くように予算計上。
- 包括支援交付金は令和2年度に39億円を活用し、令和3年度は当初予算・補正予算を併せ31億円、令和4年度は当初予算で32億円を予算計上。
- 公営企業では設備の老朽化への対応や企業債の元利償還等、先送りできない支出も多い中、特に地下鉄事業では、テレワーク等の定着により料金収入が大きく減収し、資金不足が発生。

#### 感染症の状況等を見極めながら、更なる感染拡大防止策や経済対策、機動的な取組の実施が重要

- 今後も感染症拡大・収束状況等を見極め、感染拡大防止と経済再生の両輪による機動的な取組が不可欠である。特に大都市部に陽性者が集中している現状等も踏まえ、臨時交付金については、財政力の高い自治体が不利にならない必要額の配分や継続した予算措置が必要。
- 適切な予算計上のため、国の予算措置時期や交付限度額の通知に係る日程の早期提示が必要。
- 包括支援交付金の交付対象事業について、不安を抱える市民への周知・広報及びハイリスク施設への検査キット配送に伴う費用等も対象となるよう拡充が必要。また、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に感染症対策を実施するため、指定都市に必要額を直接交付することが必要。

#### 公営企業の事業継続のため、資金手当措置の継続が必要

- 令和5年度も一定の減収を見込まざるを得ない状況であることから、事業継続のため、令和5年度も特別減収対策企業債制度の継続が必要不可欠。

## 提案・要望内容

- 1 感染症や物価高騰等の、長引くコロナ禍の影響を受けている市民や事業者の支援に機動的に対応するため、**臨時交付金の継続した予算措置を実施するとともに、補助事業分の未配分額について必要額を早期に配分すること**。また、年度末でも切れ目なく対策を実施できるよう、**臨時交付金の繰越措置の継続等**、必要な対応を行うこと。さらに、今後の予算措置時期やそれに伴う交付限度額の通知に係るスケジュールを早期に提示すること
- 2 **包括支援交付金については、周知・広報及びハイリスク施設への検査キット配送に伴う費用等への対象業務の拡充が必要**。また、新型コロナウイルス感染症対策の継続が見込まれる限り、**必要な経費を継続するとともに、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ迅速に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象とすること**
- 3 **特別減収対策企業債制度の令和5年度の継続**

### 参考1 令和4年度 横浜市の新型コロナウイルス感染症対策

当初予算 2,041 億円	<b>感染拡大防止と医療提供体制確保</b>	427 億円
	ワクチン接種、コールセンター運営、PCR 検査、自宅療養者への支援、「Y-AEIT」「Y-CERT」運営 等	
	<b>横浜経済の活性化と市民生活の安全・安心</b>	1,561 億円
	中小企業支援、緊急雇用創出、観光 MICE 支援、子ども・子育て支援、生活困窮者等自立支援 等	
	<b>With コロナ/After コロナ</b>	52 億円
	GIGA スクール構想の推進、行政サービスデジタル化の推進 等	
5月補正 112 億円	ワクチン接種、レシートを活用した飲食店等利用促進、商店街集客促進 等	
6月補正 114 億円	公衆浴場支援、乗合バス・タクシー事業者支援、給食物資購入支援 等	
9月補正 376 億円	重症・中等症患者等入院受入対策、児童・社会福祉施設等支援 等	

### 参考2 国の予算編成状況

	令和2年度			令和3年度	令和4年度		合計
	1次補正 (R2.5)	2次補正 (R2.6)	3次補正 (R3.2)	補正 (R3.12)	原油価格・ 物価高騰分 (R4.4)	重点交付分 (R4.9)	
臨時交付金 (うち地方単独事業向け市町村分)	1兆円 (3,530 億円)	2兆円 (1兆750 億円)	1.5兆円 (5,000 億円)	6.8兆円 (5,000 億円)	1兆円* (4,000 億円)	6,000億円* (2,700 億円)	<b>12.9兆円</b> (3兆980 億円)

※ 規定予算を含む

### 参考3 横浜市の臨時交付金の活用状況と交付限度額

	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度				合計	交付限度額 (R4.9 時点)
	当初	5月補正	6月補正	9月補正				
活用額等	286 億円	140 億円	96 億円	10 億円	53 億円	79 億円	664 億円	693 億円

提案の担当 /	政策局政策部政策課長	岡 靖之	TEL 045-671-3912
	政策局政策部政策課担当課長	柴 政紀	TEL 045-671-4791
	財政局財政部限政課長	飯島 龍	TEL 045-671-2230
	健康福祉局健康安全部健康安全課感染症対策強化担当課長	橋本 育世	TEL 045-671-2445
	医療局医療政策部医療政策課長	山本 憲司	TEL 045-671-2438
	交通局経営管理部経営管理課長	小林 哲也	TEL 045-671-3134

## 新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を踏まえた事業者支援策の拡充

経済産業省、厚生労働省

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を踏まえた大胆な物価高騰対策の推進及び雇用対策の適時・適切な実施

### 現状・課題

#### 国

- 日本政策金融公庫等による実質無利子融資は9月末に終了。既往債務の条件変更については、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続するように金融機関に要請。(令和4年5月)
- 事業再構築補助金により、新分野展開・業種転換等、事業再構築を目指す事業者を支援。第8回公募より、最低賃金引上げや原油・物価高騰の影響を踏まえ、最低賃金枠の要件を緩和。
- エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する自治体の取組について、より重点的・効果的に活用するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設。(令和4年9月)
- 雇用調整助成金の特例措置等は、令和4年10月以降、原則的な特例措置については、助成上限額が原則額に戻るが、助成率の特例は継続。また、助成上限額は減額されるものの業況特例や地域特例は継続され、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金も継続。

#### 横浜市

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者支援策として、資金繰り支援や「新しい生活様式」対応補助金、テレワーク導入助成等、フェーズ毎に必要な経済対策を実施。また、飲食事業者や小規模事業者向けの支援等、影響の長期化を踏まえたきめ細やかな支援策を実施。
- コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を踏まえ、資金繰り支援やレシートを活用した市民・事業者支援や市内飲食店利用促進支援等、市内経済回復に向けた支援策を実施。
- 「第122回横浜市景況経営動向調査」結果より、令和4年7-9月の自社業況BSIはマイナス23.6と低く、依然として厳しい状況が継続。
- 市内の有効求人倍率は1.08倍(令和4年9月末時点)となっており、底値を記録した令和3年5月(0.84倍)よりは改善しているが、新型コロナウイルス感染拡大前(1.63倍/令和元年12月末)に比べると、依然として低い水準で推移。
- 横浜商工会議所より、価格高騰に対応した経営支援や事業継続・雇用維持に関する支援等の要望を受領。(令和4年9月)

### 大胆な原油価格・物価高騰対策や事業継続・雇用維持等に関する支援が必要

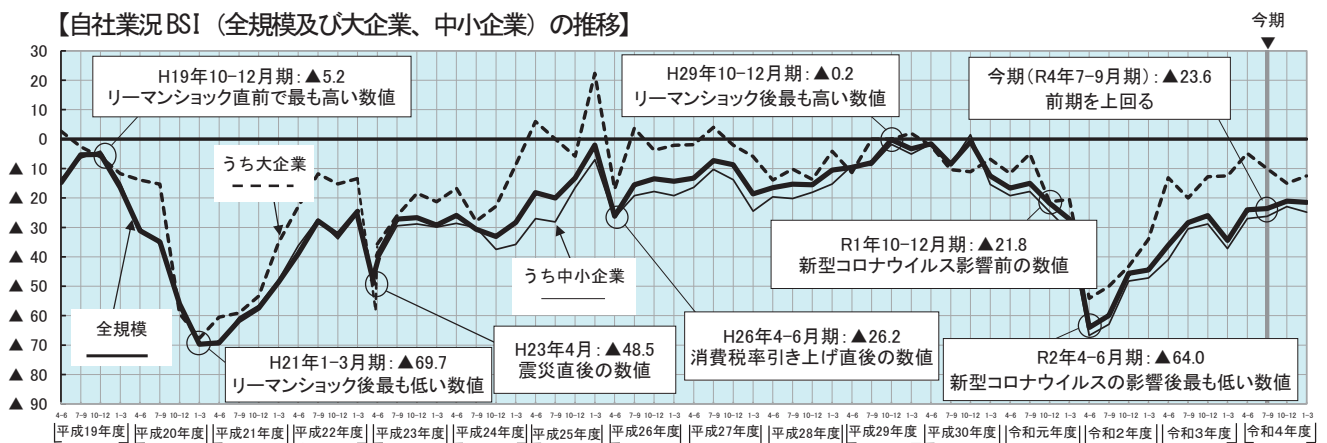
- コロナ禍が長引く中、原油価格・物価高騰の影響により、市内経済はより一層厳しい状況に置かれており、今後さらに長期化する恐れがあることを踏まえ、高騰する資源やエネルギーの影響を受けている事業者への大胆な物価高騰対策や、事業継続・雇用維持等に関する支援が必要。



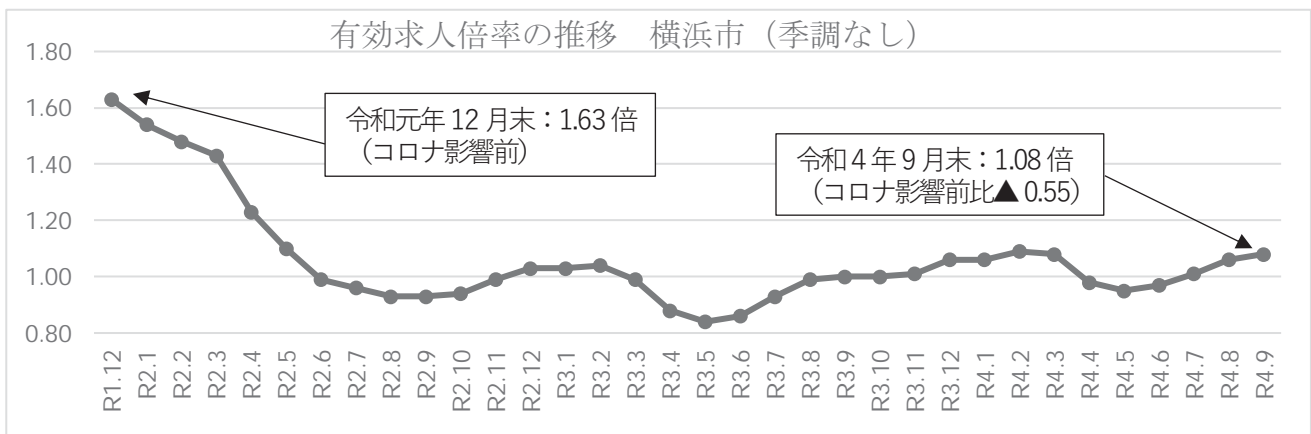
## 提案・要望内容

- 1 新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を踏まえ、高騰する資源やエネルギーの影響を受けている事業者への**直接給付施策の実施**、**事業者の収益力改善や事業再生を促す支援の継続及び拡充**を実施すること
- 2 **既往債務の返済猶予や借り換え等**、事業者に寄り添った柔軟な対応を行うよう金融機関への働きかけを引き続き実施すること
- 3 労働者の安定的雇用の維持を図る**雇用調整助成金の特例措置等を適時・適切に実施**すること

### 参考1 市内企業の業況（「横浜市景況経営動向調査」の結果）



### 参考2 有効求人倍率の推移（令和4年9月末時点）



提案の担当 / 経済局政策調整部企画調整課長 高橋 正海 TEL 045-671-2565  
 経済局中小企業振興部金融課長 近藤 陽介 TEL 045-671-2586  
 経済局市民経済労働部雇用労働課長 卯都木 優子 TEL 045-671-2303

## 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応

内閣府、厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザを一度に判定できる抗原定性検査キットの円滑な流通の確保
- 2 同時流行による医療機関の診療ひっ迫を抑止するため、高齢者施設等における入所者等への同時検査キットの活用
- 3 同時流行への対策を講じた費用について、自治体に負担が生じないように、国において必要な財源措置

### 現状・課題

#### 国

- 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）については「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について」（令和3年6月9日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡（以下「厚労省事務連絡」という））でセルフ検査が可能。
- 令和4年10月に「新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」が発足し、「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」について議論。
- 今冬の感染拡大は、専門家の感染見込みやオーストラリア等の状況も参考に、新型コロナが1日45万人、季節性インフルエンザ（以下「インフル」という）が1日30万人規模で同時流行、ピーク時には1日75万人の患者が生じる可能性を想定。
- 新型コロナとインフルを一度に判定できる抗原定性検査キット（以下「同時検査キット」という）は、発熱外来等の場において、医師の判断により使用することとし、3,800万回分を確保。
- 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日厚労省事務連絡）により、地域の感染状況に応じて、自治体（都道府県又は保健所設置市）の判断で、「自治体等から有症状者に抗原定性検査キットを事前に配布」、「医療機関で対象者に抗原定性検査キットのみを配布」が可能。
- 「同時検査キット」はOTC（一般用医薬品）化をしていないため、医療機関での使用に限定。
- 「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）で示した「基本的考え方」に則り、限りある医療資源の中でも高齢者・重症化リスクのある方に適切な医療を提供するための保健医療体制の強化・重点化を推進。

#### 横浜市

- 同時流行時には、国横浜市では1日あたり9,000人が受診対象となる見込み。
- 「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」（令和4年9月9日厚労省事務連絡）を受けて、集中的検査実施期間（令和4年12月～令和5年2月）に、抗原定性検査キットを高齢・障害者施設、保育所・学童保育、小学校等、計12,479か所、計478万個を配布予定（保管・配送費用は市費負担）。



### 「同時検査キット」が医療機関の診療用に流通することが必要

- 国の責任で「同時検査キット」の必要数を確保し、医療機関に滞りなく流通させる対策が必要。

### 「同時検査キット」が高齢者施設等で使用可能となるよう特例措置が必要

- 「同時検査キット」は、医療機関での使用に限定したままでは、受診者数抑制の効果が薄い。
- 医療機関の診療ひっ迫を回避するため、医療従事者がいる高齢者施設等で「同時検査キット」で検査し、迅速に診断につなげることでクラスター発生を防ぎ、医療機関の受診を抑制できる。
- 厚労省事務連絡で認められた抗原定性検査キットと同様に、インフルとの同時流行時に行政が「同時検査キット」を確保し、高齢者施設等で使用が可能となることで、迅速な診断・治療ができ、重症化を予防することができる。

### 同時流行への対策費用について、自治体に負担が生じないよう国において財源措置が必要

- 全国的な感染症対策は、引き続き国の全額負担により同時流行に備えることが必要。
- 今冬の感染拡大に備えて、高齢者施設等への集中的検査実施にあたり、抗原定性検査キットは国から地方自治体に配布されるが、1万2千を超える施設等に配布するにあたり、保管・仕分け・配送費用は市負担のため、国における財源措置が必要。
- 横浜市において「同時検査キット」を高齢者施設等へ配布するための購入・保管・配送費について国の財源措置が必要。

### 提案・要望内容

- 1 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、医療機関の診療に使う同時検査キットの円滑な流通を確保するよう対策を講じること
- 2 同時流行による医療機関の診療ひっ迫を回避するため、「同時検査キット」を自治体が配送し、高齢者施設等で使用を可能とするよう特例措置を設けること
- 3 同時流行への備え及び対策を講じた費用について、自治体に負担が生じないように、国において必要な財源措置を行うこと

### 参考 新型コロナウイルス感染症（第7波）の横浜市の状況

#### <感染状況>

一日の新規陽性者数（最大）	7,013 人	令和4年7月27日
高齢者施設を中心にクラスターが多数発生	240 件 2,190 人	令和4年7月
	256 件 2,426 人	令和4年8月

#### <対策>

- ・医療機関における診療ひっ迫を回避するため、医療機関及び高齢者施設等へ抗原定性検査キット70万個配布（購入・保管・配送費用は横浜市負担）
- ・医療機関を通じて、来院者に抗原定性検査キット12万個配布し、セルフ検査と自主療養へ誘導（購入・配送・配布手数料は横浜市負担）

## 「特別市」の早期実現

内閣府、総務省

- 1 指定都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるようにするための「特別市」制度立法化の早期実現
- 2 地方制度調査会における「特別市」など大都市制度改革議論の推進
- 3 総務省に大都市制度検討専任組織と新たな研究会の設置

### 現状・課題

#### 国

- 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。
- 令和4年3月に、総務省自治行政局行政課の協力の下、一般財団法人自治総合センター「21世紀地方自治制度についての調査研究会報告書」が取りまとめられ、新たな大都市制度（「特別市」制度）の意義と課題が整理された。

#### 横浜市

- 令和3年3月に、第30次地方制度調査会で示された特別市（仮称）に対する3つの課題への対応や、立法化に向けた取組などをとりまとめ、「横浜特別自治市大綱」を改訂。
- 令和3年6月に、「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を横浜市会が可決。
- 令和3年11月に、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、「最終報告」を公表。
- 令和4年2月に、「『特別自治市』の早期実現に関する決議」を横浜市会が可決。
- 令和4年5月に、「県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」を開催し、「特別市」について協議。
- 令和4年7月に、指定都市市長会にて「特別市」の通称を使用することを決定。
- 令和4年7月に、横浜市・川崎市・相模原市共同で「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性 ～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表。

#### 指定都市制度の抜本的な改革と特別市の早期実現が必要

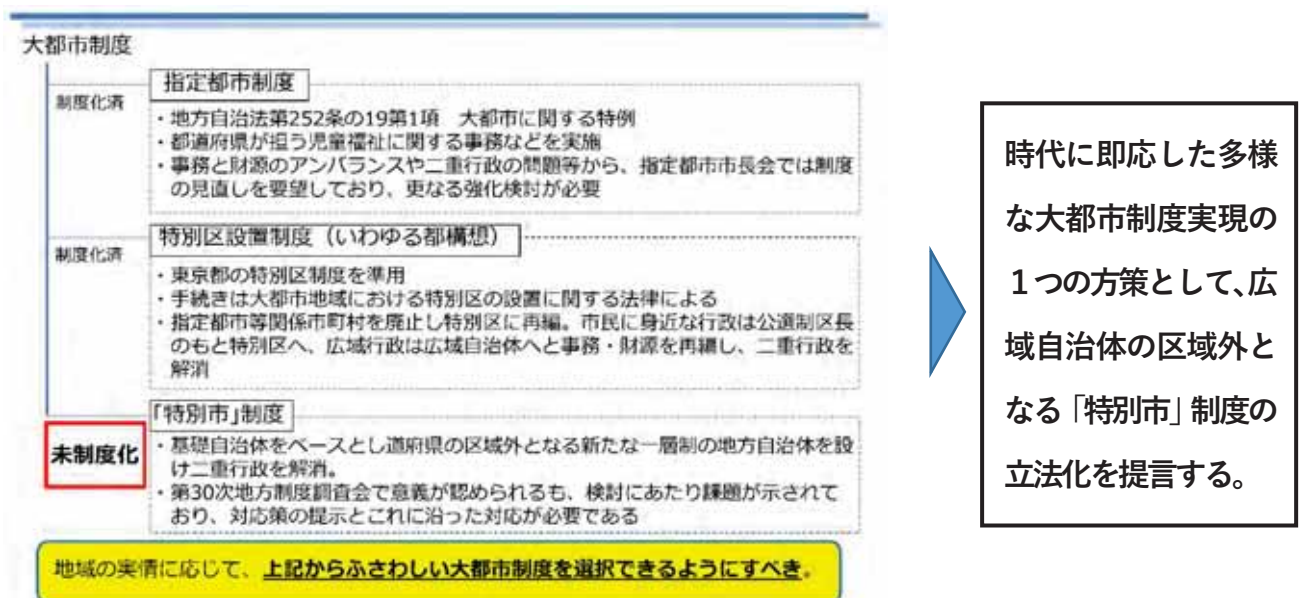
- 地域によって都道府県・市町村間の事務分担は大きく異なるため、従来の基礎自治体・広域自治体の二層制を前提としない、**地域の実情に応じた多様な地方自治制度が必要**。
- 我が国における大都市制度の新たなカテゴリーとして、**日本全体の成長力を高め、経済を活性化し、大都市・横浜が持つ力を最大限発揮できる「特別市」制度の早期実現を日本の国家戦略として推進することが必要**。
- 第30次地方制度調査会以降、地方制度調査会における「特別市」などの大都市制度改革に関する議論が進んでいない。
- 「特別市」への税源配分・財政調整のあり方等、地域の実情に応じた新たな大都市制度の検討を進めていくため、国（総務省）において、大都市制度を専門的に検討する専任組織と新たな研究会の設置が必要。



## 提案・要望内容

- 1 指定都市が地域の实情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として、「特別市」制度立法化の早期実現
- 2 「特別市」制度立法化の議論を進めるため、地方制度調査会における「特別市」など大都市制度改革議論の推進
- 3 「特別市」をはじめ多様な大都市制度の検討を加速させるため、国（総務省）における大都市制度検討専任組織の設置（大都市制度企画官の設置）と新たな研究会の設置

## 参考1 現在の大都市制度の状況



出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

## 参考2 「特別市」制度の法的位置づけの整理

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の实情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う。
税財源の調整	区域内における地方税は特別市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

## 出産育児一時金における地域加算制度の構築

厚生労働省

### 出産費用が高額な地域に対する出産育児一時金の地域加算の実施

#### 現状・課題

##### 国

- 出産にあたっては、法令等に基づき、加入先の健康保険が原則 42 万円の出産育児一時金（産科医療補償制度掛金分の費用も含む）を支給。
- 厚生労働省による出産費用の実態把握に関する調査研究によると、出産費用は年間平均 1 % 程度で上昇。また、出産費用は、都道府県によって 20 万円以上の差が見られたことや、公的病院は私的病院や診療所よりも平均出産費用が低い傾向にあることが報告されている。
- 第 155 回社会保障審議会医療保険部会の資料によると、令和 3 年度の室料差額等を除いた公的病院の平均出産費用（正常分娩）は 45 万 4,994 円、全施設の平均出産費用は 47 万 3,315 円。（参考 1：出産費用の推移）
- 現在、国において出産育児一時金の増額に向けた議論が進められており、年内に増額幅を決定し、令和 5 年度から増額する方向。

##### 横浜市

- 厚生労働省の発表によると、令和 3 年度の室料差額等を除いた公的病院の神奈川県における出産費用の平均値は 50 万 4,634 円、中央値は 50 万 5,955 円となっており、全国の平均値 45 万 4,994 円、中央値 45 万 3,140 円と比較して、約 5 万円のかい離がある状態。（参考 2：公的病院における都道府県別出産費用（令和 3 年度））



#### 出産費用が高額な首都圏等に対する、出産育児一時金の地域加算制度の構築が必要

- 出産育児一時金は、全国の公的病院における平均的な出産費用の状況等を踏まえて算定されており、出産費用が高額な首都圏においては、出産育児一時金だけでは賅えていない状況がある。
- 居住地による経済的負担の差が大きいことを踏まえ、出産費用が高額な首都圏等においては、出産育児一時金では賅えない部分に対する地域加算等の措置が必要。

#### 提案・要望内容

- 他の地域と比較し出産費用が高額で、出産育児一時金と大幅なかい離がある首都圏等に対する、出産育児一時金の地域加算制度の構築

### 参考1 出産費用の推移

(出典元：厚生労働省集計資料)



(データ) 厚生労働省。室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額。  
 (※) 平成24年以降、出生数は年間平均2.5%減少傾向 (2020年人口動態統計)

### 参考2 公的病院における都道府県別出産費用 (令和3年度)

(出典元：厚生労働省集計資料)

(単位：円)

都道府県	平均値	中央値	都道府県	平均値	中央値	都道府県	平均値	中央値	都道府県	平均値	中央値
北海道	405,140	412,000	東京	565,092	560,540	滋賀	475,726	481,000	香川	438,083	443,160
青森	407,035	418,285	神奈川	504,634	505,955	京都	427,939	418,955	愛媛	424,054	436,080
岩手	465,266	469,175	新潟	486,825	487,625	大阪	419,387	431,280	高知	388,711	391,500
宮城	487,647	496,900	富山	439,657	458,460	兵庫	456,331	459,010	福岡	419,062	433,630
秋田	427,650	430,446	石川	430,063	419,970	奈良	369,287	381,660	佐賀	357,771	367,558
山形	480,148	481,625	福井	401,865	409,470	和歌山	402,503	396,443	長崎	411,787	416,820
福島	436,674	439,440	山梨	453,721	437,800	鳥取	357,443	359,273	熊本	401,755	399,980
茨城	501,889	508,410	長野	470,033	468,435	島根	421,378	443,966	大分	391,472	391,870
栃木	454,439	471,322	岐阜	415,198	427,040	岡山	448,632	452,215	宮崎	401,222	406,520
群馬	455,608	462,785	静岡	437,209	433,090	広島	462,797	469,710	鹿児島	403,693	398,474
埼玉	461,505	475,000	愛知	456,794	451,185	山口	405,903	407,660	沖縄	367,318	389,200
千葉	474,843	482,000	三重	421,209	416,000	徳島	448,291	449,232	全国	454,994	453,140

## 子どもの医療費助成の充実

内閣府、厚生労働省

- 1 子どもの医療費に関する全国一律の負担軽減制度の構築
- 2 国と地方自治体が共同で制度検討を行う体制の構築

### 現状・課題

#### 国

- 子どもの医療費については、医療保険制度の下で、義務教育就学前は 2 割、就学後は 3 割が自己負担。
- 自己負担分に対しては、全ての市区町村が独自の助成を実施。一方で、対象年齢・所得制限・自己負担額等の助成内容は、各市区町村によって異なる。
- 子どもの医療費助成を行う市区町村に対して、国民健康保険への国庫負担金を減額する措置が行われてきたが、平成 30 年度から、義務教育就学前の子どもについては廃止される等、市区町村による取組への支援に進展。

#### 横浜市

- 子どもの医療費助成の対象を段階的に拡充しており、通院助成の対象を平成 29 年 4 月に小学 6 年生まで、平成 31 年 4 月から中学 3 年生まで拡大し、令和 3 年 4 月から、1、2 歳児の所得制限を撤廃。
- 令和 4 年 5 月、指定都市市長会として、統一的な子ども医療費助成制度の創設を要請。



### 子どもの医療費に関して、本来国の責任で全国一律の負担軽減制度を構築することが必要

- 今後、こども家庭庁の創設も予定され、国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関に受診しやすい環境を築くための重要な施策。本来は、地方自治体間の差異をなくしナショナル・ミニマムの保障として、国の主導による全国的な実施が必要。
- 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があり、不公平感が生じているため、全国一律の負担軽減制度が必要。

### 提案・要望内容

- 1 全ての子どもが、全国どこに住んでも安心して必要な医療を受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の負担軽減制度の構築
- 2 長期的に安定した全国一律の負担軽減制度設計となるよう、**国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築**



### 参考1 横浜市の小児医療費助成制度（令和3年4月以降）

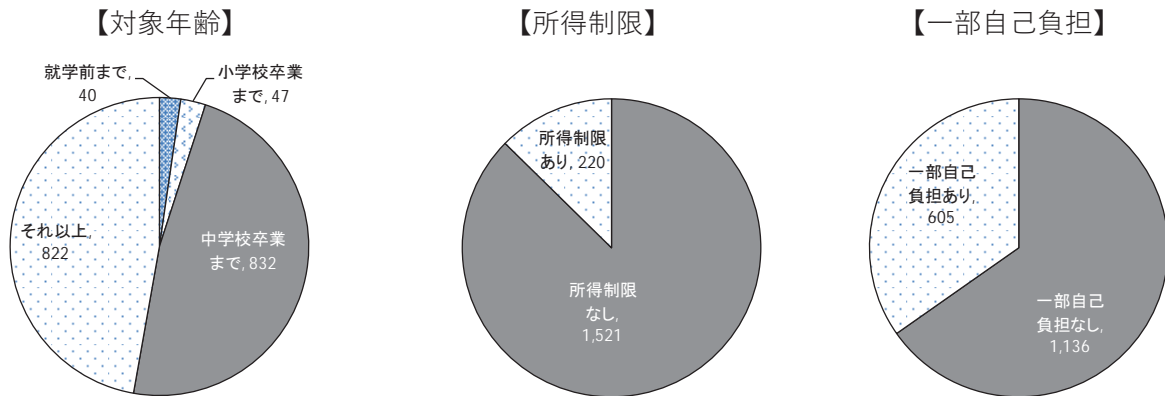
年齢		0歳	1～2歳	3歳～小3	小4～中3
助成対象		入院・通院			
所得制限		なし		あり	
助成内容	所得制限額未満	全額助成			通院1回500円までの負担。 入院、院外薬局は全額助成。
	所得制限額以上	通院1回500円までの負担。 入院、院外薬局は全額助成。		対象外	

### 参考2 子どもの医療費の自己負担分への助成の実施状況

全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成内容は異なっている。

<通院に対する助成の実施状況>

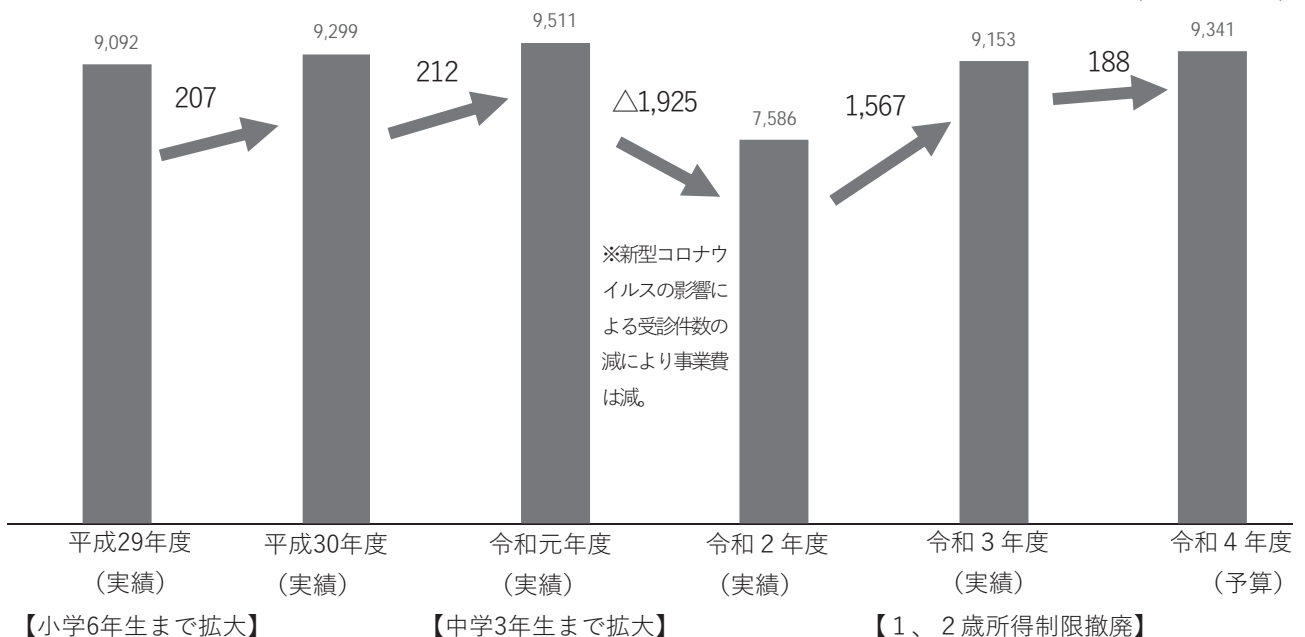
（単位：市区町村）



（出典）厚生労働省「令和3年度 乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」

### 参考3 横浜市における事業費の推移

（単位：百万円）



## 保育人材の確保・定着に向けた支援

内閣府、厚生労働省、文部科学省

- 1 より一層の保育士の処遇改善の実施
- 2 保育者の定着のための取組の更なる実施
- 3 効果的な保育士採用に向けた取組の推進

### 現状・課題

#### 国

- 保育者の収入を3%程度（9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から実施。
- 宿舍借り上げ支援事業については、対象期間を段階的に短縮（10年→8年）。

#### 横浜市

- 保育者が働きやすい環境づくりに向け、休憩室の設置・充実など職場環境の改善への補助や横浜市独自の処遇改善及び職員配置基準の上乗せ、待機児童対策に寄与している幼稚園預かり実施園等を対象とした住居手当補助等を実施。令和4年度からは更に、保育者が労働環境等で悩んだ際に、不安を解消し、離職防止を図るための相談窓口を設置するなど、保育者の定着支援を推進。
- 国の宿舍借り上げ支援事業の補助対象外となった9年目、10年目の保育士に対しては、横浜市独自で継続して補助を実施。
- コロナ禍でのWeb面接のため事業者のICT環境改善を令和3年度に実施。現在は、民間団体と連携した就職相談会や、Instagram等を活用し、横浜市で保育士として働く魅力のPR強化など、保育者の採用支援を実施。



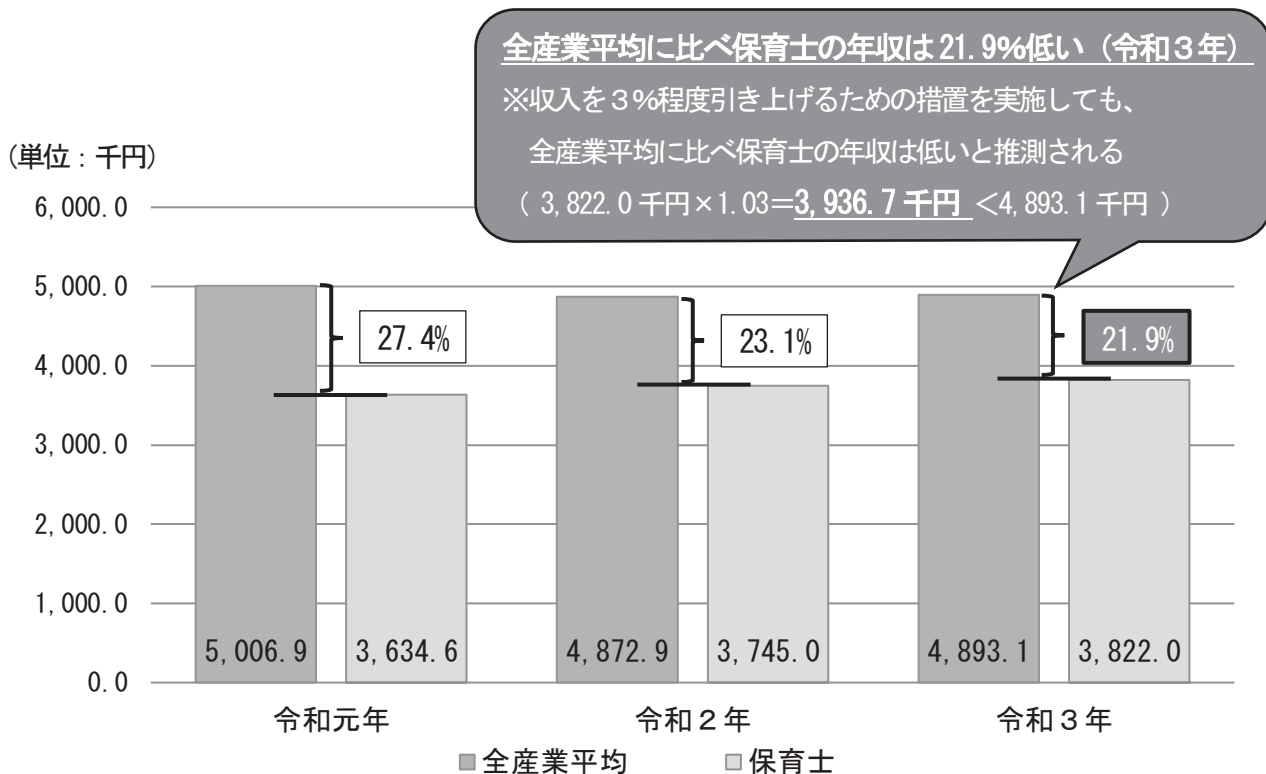
#### 保育者確保に向けた更なる取組の推進が必要

- 人材紹介料の高騰により、保育士等の人件費が圧迫されている。また、処遇改善等加算Ⅱの算定割合が低く、7年目以上の保育士に十分な額が行き渡らない。更に、令和4年2月からの収入を3%程度引き上げるための措置を実施しても、全産業平均に比べ保育士の年収は低く、**より一層の処遇改善**が必要。
- 宿舍借り上げ支援事業は保育者の生活に直結するため、施設や保育士からは制度の先の見通しが立たないことへの不安や、対象期間外となった保育者の離職を恐れる声がある。保育者の負担軽減による働きやすい職場環境づくりの支援など、**保育者の定着のための更なる取組**が必要。
- 保育士資格取得後の就業状況などの現況が把握できないため、潜在保育士への継続的な働きかけが困難。国が検討する資格管理システムとの連動等による**効果的な保育士採用に向けた取組の推進**が必要。

## 提案・要望内容

- 1 より一層の保育士の処遇改善の実施  
**全国一律での人材紹介会社の紹介料の上限設定及び委託費を確実に保育士の人件費にあてる使途制限、並びに処遇改善等加算Ⅱの算定割合の見直し及び保育士給与のベースアップなどによる、より一層の保育士の処遇改善の実施**
- 2 保育者の定着のための取組の更なる実施  
 宿舍借り上げ支援事業に係る**地域による基準額の格差の撤廃、保育士等の定着と生活への影響を考慮した補助対象期間の見直し及び今後の見通しの提示、更には幼稚園教諭に対する宿舍借り上げ支援事業の創設**。また、保育者が働きやすい環境づくりに向けた、**1・2歳児配置改善加算（3歳児配置改善加算と同様の加算）の創設、事務職員の配置に係る公定価格の加算充実、保育者業務支援事業費の定員規模に応じた加算拡充、保育所等がICT化を行うためのシステム導入補助を再申請できるよう要件緩和、保育・教育施設と地方自治体の効率的な情報伝達システムの運営費への補助新設**など保育者の定着のための取組の更なる実施
- 3 効果的な保育士採用に向けた取組の推進  
 保育士採用に向けた取組を効果的に実施できるよう、**保育士資格保有者の現況等に関する情報管理を国レベルで推進**

## 参考 保育士の年収の全産業比較



(出典：賃金構造基本統計調査)

提案の担当 / こども青少年局保育・教育部保育対策課長  
 こども青少年局保育・教育部保育対策課担当課長  
 こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長

渡辺 将 TEL 045-671-3955  
 岡崎 有希 TEL 045-671-4468  
 古石 正史 TEL 045-671-2365

## 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実

厚生労働省、文部科学省、内閣府

- 1 医療的ケア児・者等のライフステージに応じた切れ目のない支援のため、児童と成人を包括した制度創設と支援内容にふさわしい人材の配置への支援
- 2 医療的ケア児・者等の実態を継続的に把握するための仕組みの構築
- 3 保育所・学校等における医療的ケア児の受入環境整備促進
- 4 医療的ケア児・者等に対する訪問看護の保険適用拡大

### 現状・課題

#### 国

- 平成 28 年度の児童福祉法改正により、在宅での人工呼吸器使用や、喀痰吸引等の**医療的ケアが日常的に必要な児童（以下「医療的ケア児」という）**への支援が地方自治体に努力義務化。
- 令和 3 年度「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医ケア児支援法」という）」が施行、保育所・学校等での受入への補助や医療的ケア児支援センターの設置を推進。

#### 横浜市

- 平成 30 年度から **18 歳以上の者及び重症心身障害児・者**（以下「医療的ケア児・者等」という）も**支援の対象とした横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター**を養成し、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点」（機能は医療的ケア児支援センターに類似している施設）に配置。
- **地方自治体は、医療的ケア児・者等の正確な人数と実態の把握ができていない。**
- 医療的ケア児の受入れにあたり、保育所・放課後児童健全育成事業・学校における看護師の配置等に係る予算の拡充及び学校における看護師の増員等による医療ケア体制の強化。



### 支援対象の拡大と支援内容に相応しい人材の配置が必要

- 児童と成人を包括した制度体系や障害福祉と医療の総合調整機能等、国による制度構築が必要。
- 医療・福祉・教育等の制度全般や地域特性を理解した上でライフステージに応じた切れ目ない支援を行うため、支援内容にふさわしい人材の確保育成・配置のための補助金の増額が必要。

### 医療的ケア児・者等の実態を継続的に把握するための仕組みが必要

- 定量的・定性的に課題と対応を検討するために、医ケア児支援法の附則に則り、政府が実態を継続的に把握するための具体的な措置を講ずることが必要。

### 保育所・放課後児童健全育成事業・学校等における医療的ケア児の受入れへの支援が必要

- 施設や事業に応じた看護師の雇用や施設改修、医療器材の確保、相談・支援体制の構築等への支援の拡充のほか、国による医療的ケア児受入や研修に関するガイドラインの策定が必要。

### 医療的ケア児・者等への訪問看護の保険適用拡大が必要

- 医療保険上、居宅以外では、日頃から状態を把握している訪問看護の利用は認められず、保護者に多大な負担が生じている。居宅と保育所・学校等でのケアの継続性の確保が課題。



## 提案・要望内容

- 切れ目のない支援のための**児童と成人を包括した制度創設**、**コーディネーターの養成や活動促進への補助金額拡充**、「医療的ケア児支援センター」に関し、本市の「**横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点**」のような市町村における**類似施設への補助適用**
- 医ケア児支援法の附則に則り、医療的ケア児・者等の継続的な実態把握を可能とする**制度の創設**
- 保育所・放課後児童健全育成事業等における施設改修、医療器材確保等を促進するための補助の創設や各種ガイドラインの策定等、**受入環境整備促進のための支援の充実**。併せて、放課後児童健全育成事業・学校に対する看護師確保支援策の強化及び学校正規職員の看護師配置推進策の実施
- 医療的ケア児・者等の**居宅以外での訪問看護を保険適用できるように制度改正**

## 参考 首都圏及び横浜市における医療的ケア児の状況

### ○首都圏の医療的ケア児（推計値）

	医療的ケア児数
東京都	2,140人
神奈川県	1,094人
<b>横浜市※</b>	<b>515人</b>
埼玉県	664人
千葉県	758人
合計	4,656人

出典：令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（令和元年10月11日）（平成28年10月1日現在）  
 ※ 神奈川県立こども医療センター「小児在宅医療患者数調査」（平成27年度）における推計

### ○市内保育所における医療的ケア児の受入状況

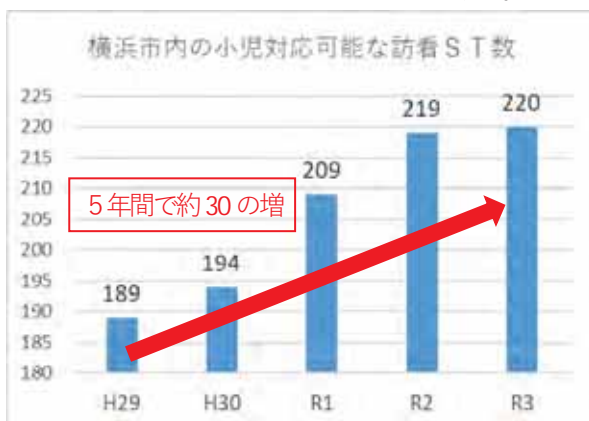
保育所数、医療的ケア児を受け入れている施設数、ともに増加傾向。



横浜市作成：横浜市内の保育所数及び医療的ケア児を受け入れている保育所数の推移（各年度4月1日時点）

### ○訪問看護ステーションにおける医療的ケア児の受入状況

小児受入可能な訪問看護ステーションは増加。



出典：かまかわ訪問看護ステーション一覧（神奈川県看護協会）

### ○横浜型医療的ケア児・者等支援にかかる国補助金の受入実績

（単位：千円）

	市事業費 (実支出額)	補助金		差額 (市費)
		国補助	県補助	
H30	12,876	1,017	508	11,351
R元	24,725	2,570	1,285	20,870
R2	24,992	2,570	1,285	21,137

※地域生活支援事業費補助金に申請

（地域生活支援関係事業補助金「医療的ケア児等総合支援事業」に補助申請）

※市事業費は横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの養成及び拠点運営費用、協議の場や研修費用です。

提案の担当	／	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課長	及川 修	TEL 045-671-4277
		こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美	TEL 045-671-2706
		こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	古石 正史	TEL 045-671-2365
		こども青少年局青少年部放課後児童育成課長	永松 弘至	TEL 045-671-4151
		健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長	佐渡 美佐子	TEL 045-671-3569
		医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長	鎌田 学	TEL 045-671-3609
		教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課担当課長	藤原 啓子	TEL 045-671-3187

# デジタル・AI時代を見据えた GIGA スクール推進

文部科学省

- 1 端末更新時の補助制度創設及び早期周知
- 2 学びを止めないための端末・ネットワーク運用保守への継続的な財政支援
- 3 ICT 支援員への継続的な財政支援
- 4 安全・安心に家庭学習を行うためのフィルタリング費用等への財政支援

## 現状・課題

### 国

- 新しい時代の質の高い教育や官民挙げたデジタル化の加速のため、GIGA スクールの運営支援・指導力向上支援等として、「GIGA スクール運営支援センター整備事業」を令和 4 年度予算に計上。
- 生徒がオンラインで試験に回答する CBT システム（MEXCBT：メクビット）の機能を改善・拡充し、令和 5 年度に全国学力・学習状況調査を全中学校で実施予定。
- 学習者用デジタル教科書や教育データサイエンス普及のための基盤整備等を推進。
- 学習者用デジタル教科書(教材含む)は、令和 4 年度は全校で英語に導入する実証事業を実施。

### 横浜市

- 令和 2 年 9 月に「横浜市における GIGA スクール構想」を策定。
- 教育用クラウドサービス活用、デジタル教科書の導入、国の MEXCBT を活用した CBT 化に対応するため、高速大容量通信を各校に整備し、民間事業者が用意する学習 e ポータルを選定。
- 従来から実施している学校サポートデスクや ICT 支援員派遣事業に加え、校内 LAN 運用保守等を GIGA スクール運営支援センター事業として実施。
- 令和 3 年 9 月、緊急事態宣言に伴う分散登校に際し、全校で端末の持ち帰りを実施。令和 6 年度に全面持ち帰りを実施するため、フィルタリング等の検証も兼ねた持ち帰り試行を実施中。



### 学びの保障のための端末更新時の補助制度創設

- 令和 2 年度に一斉導入した端末の更新に多大な費用を要するため、国の補助制度が必要。また、更新計画の検討にあたり、国の補助制度の早期周知が必要。

### 端末・ネットワークの運用保守に係る継続的な財政支援が必要

- 「GIGA スクール運営支援センター整備事業」の補助金で対象外となっている端末保守費用や、高速大容量ネットワークを維持するための通信費等について、財政支援が必要。

### ICT 支援員への継続的な財政支援

- ICT を活用した学びの浸透に向けて、教員の負担軽減や円滑な授業支援等を行う ICT 支援員が学校訪問する人件費について、継続した十分な財政支援が必要。

## 端末持ち帰りのためのフィルタリング費用等への財政支援が必要

- 日常的な端末持ち帰り実施に向け、児童生徒の安全な端末利活用のためのフィルタリングや、学校・家庭の双方向的学習を可能にする教育用クラウドサービスの有料アカウント購入が必要。
- デジタル教科書の実証事業では、教材(音声や動画等)も含めたものを導入している。デジタル教科書は、動画などの教材を活用し、各児童生徒に合った学習を行うことができるため、個別最適な学びにつながり、高い効果を得られる。しかし、教材が含まれると、デジタル教科書単体よりも高額になるため、保護者の負担軽減の観点からも現在の実証事業と同様、受益者負担とせず、継続的に、教材も含めたデジタル教科書の無償提供が必要。

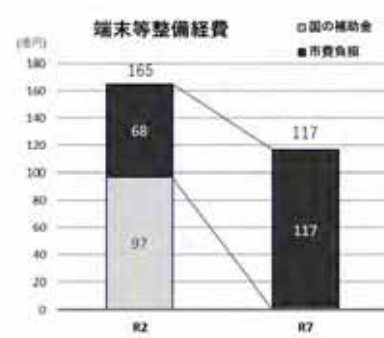
## 提案・要望内容

- 1 端末更新の補助制度を創設し、早期にその情報を地方自治体に周知すること
- 2 端末保守費や高速大容量ネットワーク維持のための通信費等への国庫補助等による財政支援
- 3 ICT 支援員が学校に定期的に訪問するため、ICT 支援員への地方財政措置の令和5年度以降の継続及びGIGA スクールサポーター補助制度の再開・継続
- 4 フィルタリング費用やクラウドサービスのアカウント料、デジタル教科書に付随する教材も国庫補助対象とする等、端末持ち帰りの実施や教育用クラウドサービスの活用推進のための財政支援

## 参考1 GIGA スクール構想にかかる全体経費の見通し

(単位：千円)

各項目に係る費用	R2(実績)	R3	R4	R5	R6	R7
<b>1 クラウドサービス等</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>502,313</b>	<b>853,423</b>	<b>1,090,933</b>
フィルタリングサービス				502,313	502,313	502,313
クラウドサービス					264,894	264,894
デジタル教科書教材	0	0	0	0	86,216	323,726
<b>2 運用に係る経費</b>	<b>0</b>	<b>1,056,567</b>	<b>1,683,772</b>	<b>1,726,930</b>	<b>1,726,930</b>	<b>1,726,930</b>
端末保守		738,486	953,884	953,884	953,884	953,884
データセンター維持費等		256,477	462,411	462,411	462,411	462,411
校内LAN整備		59,268	238,635	238,635	238,635	238,635
モバイルルーター通信費		2,336	28,842	72,000	72,000	72,000
<b>3 端末等整備</b>	<b>16,500,833</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>11,657,461</b>
端末	11,657,461					11,657,461
ネットワーク整備	198,000					
校内LAN整備	4,645,372					
<b>その他</b>	<b>0</b>	<b>945,999</b>	<b>1,253,925</b>	<b>1,253,925</b>	<b>1,253,925</b>	<b>1,253,925</b>
学校サポートデスク	0	176,755	148,676	148,676	148,676	148,676
ICT支援員	0	769,244	1,105,249	1,105,249	1,105,249	1,105,249
<b>合計</b>	<b>16,500,833</b>	<b>2,002,566</b>	<b>2,937,697</b>	<b>3,483,168</b>	<b>3,834,278</b>	<b>15,729,249</b>
うち、国の補助金	9,711,109(59%)	278,792(14%)	184,674(6%)	74,529(2%)	74,529(2%)	0(0%)



## 参考2 端末更新のスケジュール

- R5年度 国の方針確認・市の方針検討    R6年度 市の方針決定・予算要求  
R7年度 契約・納品    R8年度 活用開始

## 带状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置

厚生労働省

- 1 任意接種のワクチンのうち、現在、定期接種化の検討が行われているワクチンについて、接種の安全性を十分に確認した上で、早急に定期接種化を図ること。特に、带状疱疹ワクチンは優先順位を上げて定期接種化の検討を進めること
- 2 新たに定期接種化するワクチンも含めて、地方財政に負担がないよう、国において財源措置すること

### 現状・課題

#### 国

- 先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」を解消するため、平成 26 年に「**予防接種に関する基本的な計画**」を策定し、計画を推進。その結果、最近 10 年間でヒブワクチン、水痘ワクチン、肺炎球菌ワクチンなど**新たに 7 つのワクチンを定期接種化**。
- 一方で、**带状疱疹ワクチン**やおたふくかぜワクチンなどは、先進国の多くが定期接種に位置づけているが、日本ではいまだ任意接種。定期接種化の検討対象となっているものの、議論が進んでいない。
- **定期接種の費用**は、実費徴収分を除き、市町村が全額負担（一部に地方交付税措置あり）。

#### 横浜市

- 主に高齢者の QOL を著しく低下する恐れがあるとされる**带状疱疹**について、**公費でのワクチン接種を求める声が高まっている**。
- 新たにワクチンの公的接種を推進するためには、**薬剤の安全性や有効性を見極める必要があること**や**多額の予算を要すること**など、一地方自治体単独で行うには課題が大きい。（50 歳以上対象、接種費用の 1/2 補助、接種率 10% で試算すると年間約 40 億円の予算が必要）
- 最近 10 年間で新たに 7 つのワクチンが定期接種化され、**定期予防接種に係る事業費が年々増加**。一方、定期予防接種に係る費用は**全額市費負担**であり、全国最大の人口を抱える横浜市は、極めて大きな財政負担。



#### 国における定期接種化の検討の加速化と地方自治体への財政支援が必要

- 「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防すること」とする予防接種基本計画の理念に沿って、**国が带状疱疹ワクチン等の定期接種化の検討を加速化**することが必要。
- 予防接種は**国の責任**において希望する国民すべてが等しく接種できるようにするべき。
- 定期予防接種を安定的に実施するためには、**国の責任で地方への財源措置**が必要。



## 提案・要望内容

- 「予防接種に関する基本的な計画」に示された「ワクチン・ギャップ」の解消に向けて、現状、任意接種となっているワクチンのうち、現在、定期接種化の検討が行われているワクチンについては、**接種の安全性を十分に確認した上で、早急に定期接種化を図ること**。特に、**带状疱疹ワクチンは、市民のニーズが高いことから、優先順位を上げて検討を進めること**
- 定期接種は、地方自治体の財政状況に左右されることなく、**希望する国民すべてが等しく接種できるよう、新たに定期接種化されるワクチンも含めて、地方財政に負担がないよう、国において財源措置すること**

### 参考1 予防接種に関する基本的な計画（抄） 平成26年3月28日厚生労働省告示

#### 第3 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項

##### 1 基本的考え方

国は、予防接種の効果的な推進のため、予防接種の現状及び課題について、予防接種に関わる多くの関係者と共通認識を持った上で、科学的根拠に基づいて目標を設定するとともに、国民及び関係者に対してその目標及び達成状況について周知する。これらの方針に基づき、**いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消、定期の予防接種の接種率の向上、新たなワクチンの開発並びに普及啓発及び広報活動の充実**を当面の目標とする。

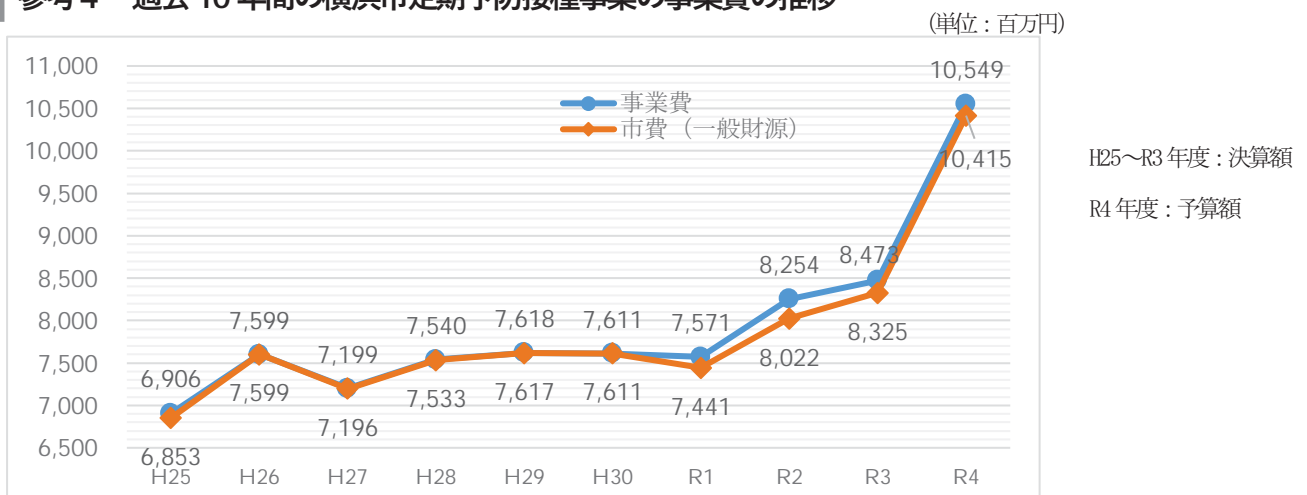
### 参考2 定期接種化された新たなワクチン（最近10年間）

時期	ワクチンの種類
平成25年4月	ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン
平成26年10月	水痘（水ぼうそう）ワクチン
平成28年10月	B型肝炎ワクチン
令和元年6月	風しん第5期定期接種（MRワクチン）
令和2年10月	ロタウイルスワクチン

### 参考3 G7加盟国における带状疱疹ワクチンとおたふくかぜワクチンの公費接種の状況

- 带状疱疹ワクチン：公費接種を実施（アメリカ、イギリス、イタリア、フランス）  
一部地域で公費接種（カナダ、ドイツ） ※未実施（日本）
- おたふくかぜワクチン：日本を除くG7加盟国すべてで公費接種

### 参考4 過去10年間の横浜市定期予防接種事業の事業費の推移



## プラスチック資源循環の推進

環境省、経済産業省

- 1 適切な費用負担の仕組みの構築や助成制度の拡充
- 2 プラスチックごみの更なるリサイクル拡大を見据えた技術開発の加速化
- 3 製品の製造事業者等に対しプラスチック使用製品設計指針の遵守を義務化

### 現状・課題

#### 国

- 石油由来の合成繊維や合成ゴムを含むプラスチックごみのリサイクルは、循環型社会の形成に加えて、脱炭素社会実現の観点からも重要。
- 令和4年、プラスチック資源循環法施行。容器包装以外のプラスチックごみのリサイクル制度を整備したが、**技術的にリサイクル可能なプラスチックごみは、プラスチック製品に限定。**
- 市町村が実施するプラスチック製品の分別収集及び再商品化に要する経費については、**現行の容器包装のリサイクル制度とは異なり、市町村の負担**（特別交付税措置のみ実施予定）。
- 現在、グリーンイノベーション基金事業により、**新たなリサイクル技術は研究開発中であり、社会実装は2030年代後半に本格化。**
- 製品の製造事業者等が取り組むべき事項などを定めた**プラスチック使用製品設計指針を公表したが、努力義務にとどまる。**

#### 横浜市

- **廃棄物分野のプラスチック対策は、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」および「2030年度温室効果ガス50%削減」を掲げる横浜市にとって最重要施策の一つ。**
- 既にプラスチック製容器包装のリサイクルを行っている一方、年間約14万トン（2021年度）のプラスチック製品等のプラスチックごみを焼却。
- **プラスチック資源循環法の施行を受け、これまで燃やすごみとして処理してきたプラスチック製品も対象とする「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」を早期実施に向け検討。**
- プラスチック製容器包装の分別収集、中間処理に要する費用負担は年間33億円（2021年度）。**「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」にあたっては、収集量の増に伴う費用負担の増に加え、新たにリサイクルに要する費用負担も必要。**



廃棄物の焼却による温室効果ガスの削減には、石油由来のプラスチックごみの焼却量削減が必要

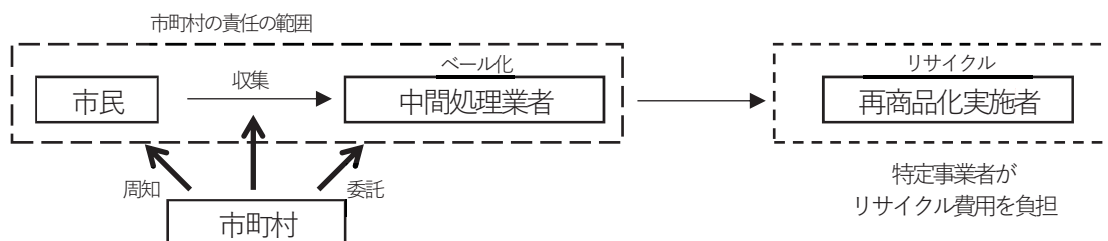
- **プラスチック製容器包装、プラスチック製品ともに分別収集、中間処理に要する費用を市町村が負担しており、過度な負担となっている。**
- 2030年度温室効果ガス50%削減目標を達成するには、プラスチック製品のリサイクルだけでは困難なため、**合成繊維や合成ゴム、繊維や金属との複合品などもリサイクルすることが必要。**
- 石油由来のプラスチックの使用量やプラスチックごみの排出量を削減するには、**プラスチック使用製品設計指針にある減量化や包装の簡素化、代替素材への転換など、製造事業者等の取組が重要であるが、指針の遵守は製造事業者等の判断に委ねられていることが課題。**

## 提案・要望内容

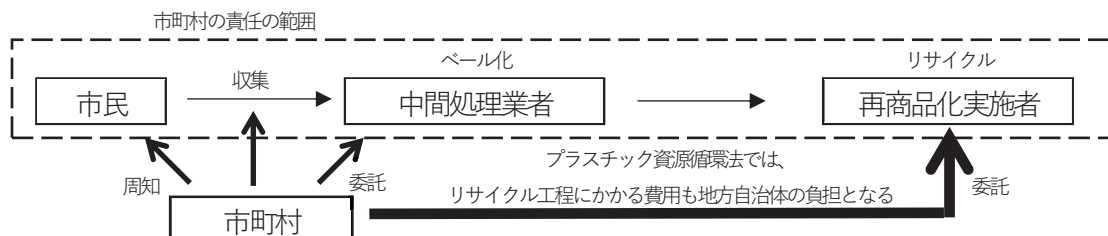
- 1 **プラスチック製品の分別・リサイクルについては、まず、容器包装リサイクル法との整合性を図り、市町村のリサイクル段階の費用負担を早期に見直すこと。また、拡大生産者責任の考え方にに基づき、プラスチック製容器包装も含めた収集からリサイクル段階までの費用負担も見直すこと**
- 2 現在の技術ではリサイクルが困難な、**合成繊維や合成ゴム、繊維や金属との複合品などの廃棄物もリサイクルできる技術の開発を加速化すること**
- 3 製品の設計段階から、石油由来のプラスチックの使用量やプラスチックごみの排出量の削減を強力に進めるため、**製品の製造事業者等に対しプラスチック使用製品設計指針の遵守を義務化すること**

### 参考1 容器包装リサイクル法とプラスチック資源循環法の市町村の役割分担の比較

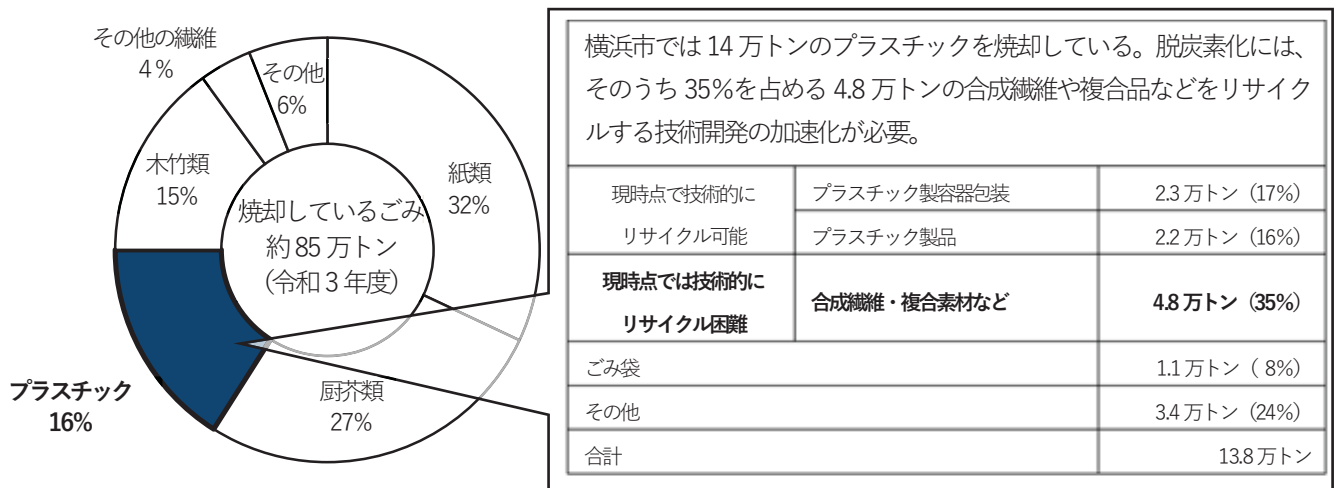
容器包装リサイクル法（平成12年度施行）



プラスチック資源循環法（令和4年度施行）



### 参考2 横浜市で焼却されているごみ中のプラスチックの割合



## 第9回アフリカ開発会議の横浜開催

外務省

### 「第9回アフリカ開発会議（TICAD9）」の横浜開催

#### 現状・課題

##### 国

- 令和4年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議（TICAD8）において「チュニス宣言」が採択され、2025年の第9回アフリカ開発会議（TICAD9）の日本開催が決定。

##### 横浜市

- 平成20年第4回、平成25年第5回、令和元年第7回の過去3回、アフリカ開発会議（TICAD）の開催地となり、国・関係機関との緊密な連携のもと、安全かつ円滑な会議開催を支援。
- 大型国際会議や大型国際イベントの多数の開催実績があり、ノウハウや体制づくりの経験が蓄積。また、パシフィコ・ノースやラグジュアリーホテルの開業も相次ぎ MICE 機能を更に拡充。
- 首都東京に隣接し、空港からのアクセスの良さ（羽田空港から鉄道・車で30分以内）や充実した交通機関により、多くの参加者が会議に参加しやすい立地。
- TICAD 開催を契機に、アフリカ各国の大使館や市民、企業との交流やビジネスセミナー等の取組を実施。アフリカとの交流・協力・ビジネスを進め、「日本でアフリカに一番近い都市」として、アフリカが市民に身近な存在として定着。



#### 日本最大級の複合 MICE 施設「パシフィコ横浜」

- ウォーターフロントを望む絶景のロケーションのもと、会議を成功に導く最高のステージを提供。都心及び空港から30分以内にアクセス可能で、要人との会談にも至極便利な立地。

#### 脈々と築き上げられてきたアフリカとの友情の絆

- TICAD 4 を契機に横浜とアフリカの小学生による交流が開始。TICAD 5、TICAD 7 を経て、交流の輪は中学生、高校生、大学生、市民にまで拡大し、国境を越えた友情の絆が構築。

#### オール横浜で第9回会議の成功に貢献

- 過去の開催実績を活かし、市民、企業、日本アフリカ友好横浜市議員連盟等が一体となり、心温まるおもてなしやホスピタリティをオール横浜で提供し、第9回会議の成功に貢献。

#### 都市課題解決を通じたアフリカの成長と日本の経済成長に貢献

- 横浜が有するインフラ整備や都市課題解決の知見や経験を活かしアフリカの更なる成長に貢献するとともに、国内外の技術やノウハウのさらなるイノベーションに寄与。

#### 2050年カーボンニュートラルに向けた、大都市脱炭素モデルの国外への発信

- みなとみらい21地区は、国が実施する「脱炭素先行地域」に選定（令和4年4月）。横浜が開催地となることで日本の脱炭素の取組やSDGsへの貢献を世界に向けて発信。



## 提案・要望内容

- 横浜が持つMICE都市としての高い会議開催支援能力、過去3回のアフリカ開発会議開催経験、また、アフリカとの固い絆を土台として、第9回アフリカ開発会議を横浜で開催すること

### 参考1 グローバルMICE都市横浜

- 会議施設、ホテル、レストラン、ショッピングモール、観光施設が全て徒歩圏内にあり、コンパクトにまとまる。
- パシフィコ横浜は、会場別コンベンション開催件数が、2002年より18年連続全国第1位（日本政府観光局「国際会議統計」より）。
- 3回のアフリカ開発会議のほか、APEC首脳会議（2010年11月）第50回ADB年次総会（2017年5月）など大型国際会議の開催実績。
- パシフィコ横浜2km圏内に首脳・閣僚級会合等に対応可能なホテルが多数立地。（MM・桜木町エリア5,000室以上、市内全体では約20,000室以上）



パシフィコ・ノース

### 参考2 アフリカとの交流・協力・ビジネス事例ー「アフリカに一番近い都市」横浜

- 市内小中学生のアフリカとの交流（市内の小中学生がアフリカ各国の文化を学ぶ取組）
- 「チュニジアデーin横浜～TICAD8に向けて～」、「アフリカ - 大使たちの視線」写真展など、市内でのアフリカイベント開催
- アフリカ各国との水道、廃棄物、港湾に関する技術協力（研修生受入、長期・短期専門家派遣）
- 横浜企業のアフリカビジネス展開支援
- アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ「ABEイニシアティブ」（市内大学・市内企業による活用）
- 日・アフリカビジネスウーマン交流事業
- スファックス市との今後の連携に向けたLOI署名(2022年8月、TICAD8の機会に合わせてチュニジアを訪問) ほか



アフリカ各国・都市の廃棄物分野の行政官を対象とした研修



ボツワナ・オリンピックとの交流



日アフリカビジネスウーマン交流プログラム

## 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進

農林水産省、国土交通省、経済産業省、外務省

### 2027年国際園芸博覧会開催に向けた取組に対する協力・支援

#### 現状・課題

##### 国

- 令和4年(2022年)3月、「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」が施行。
- 同年4月、同法に基づき、博覧会の準備及び運営を適正かつ確実に行うことができる法人として「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」を指定。以後、同法に基づき、補助金や職員派遣等の支援。
- 同年6月、BIE(博覧会国際事務局)へ認定申請書を提出。

##### 横浜市・一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会

- 令和元年(2019年)9月、国際園芸博覧会の承認団体である国際園芸家協会(以下、「AIPH」という。)の総会にて国際園芸博覧会の2027年横浜開催を申請し、承認。
- 令和3年(2021年)11月、「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」設立。
- 令和4年(2022年)7月、2027年国際園芸博覧会基本計画案を公表し、意見募集を実施。令和4年度、基本計画策定(予定)。
- 同年9月、オランダのフロリアード2022にて、日本国出展における横浜の風景を植物で表現した展示等及びジャパンディ公式式典での広報PRを実施。
- 同年9月、AIPH博覧会委員会にて進捗状況を報告。
- 同年9月、公式ロゴマーク公募を実施。令和4年度、決定(予定)。

#### 引き続き、国家プロジェクトとなる国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進が必要

- 横浜市内外での博覧会の認知度向上・理解促進、博覧会への出展や支援といった企業等の参加意欲の向上など機運醸成の取組を加速。
- 博覧会会場周辺のインフラ整備や会場整備、快適で効率的な輸送システムの構築が必要。
- BIEの認定後、多様な主体からの参加を得るため、幅広い参加招請・出展勧奨が必要。
- 博覧会会場における開催地自治体としての出展の検討が必要。

#### 提案・要望内容

- 国際園芸博覧会開催についてBIEの速やかな認定に向けた、協議・調整。また、機運醸成と認知度向上に向けた広報PRへの協力・支援、参加招請に向けた協力・調整。さらに、開催地自治体としての出展の検討に対する協力・調整

### 参考1 開催概要

- テーマ 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
- 開催場所 旧上瀬谷通信施設（横浜市）
- 開催期間 2027年3月19日～9月26日
- 参加者数 1,500万人（ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）  
（有料来場者数：1,000万人以上）
- 博覧会区域 約100ha
- 開催組織 一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会

### 参考2 旧上瀬谷通信施設

平成27年（2015年）6月に米軍から返還された面積約242haの首都圏最大級の平坦な土地



旧上瀬谷通信施設の位置・交通アクセス



旧上瀬谷通信施設の航空写真

### 参考3 今後の予定

#### ■これまでの経緯

年度	内容
2017	・基本構想案の策定
2018	・国への招致要望
2019	・AIPHへの園芸博覧会開催申請・承認
2020	・「2027国際園芸博覧会推進委員会」の設立
2021	・横浜園芸博覧会具体化検討会報告書の公表 ・国際園芸博覧会開催申請について閣議了解 ・「(一社)2027年国際園芸博覧会協会」の設立 ・「国際園芸博覧会横浜開催推進協議会」の設立 ・特別措置法が施行
2022	・特別措置法に基づき(一社)2027年国際園芸博覧会協会が開催者として指定 ・BIEへ認定申請書を提出 ・基本計画案を公表、意見募集を実施 ・公式ロゴマークの公募を実施

#### ■今後のスケジュール（想定）

年度	内容
2022	・BIE認定、基本計画策定、公式ロゴマーク決定 など
2023～2026	・会場計画・設計・整備、参加者招請 など
2027	・国際園芸博覧会の開催（3～9月）

#### ■国際園芸博覧会（A1）の開催状況（想定）

年	開催国（都市）	参考（登録博）
2015		ミラノ万博
2016	トルコ（アンタルヤ）	
2019	中国（北京）	
2021		ドバイ万博
2022	オランダ（アルメーレ）	
2023	カタール（ドーハ）	
2025		大阪・関西万博
2027	日本（横浜）	

# 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

財務省、農林水産省、国土交通省

- 1 早期のまちづくりに向けた国有地処分条件の特段の配慮
- 2 市施行による土地区画整理事業の財政支援
- 3 道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に向けた検討支援と財政支援

## 現状・課題

### 国

- 平成 27 年の返還を受け、国有地の境界調査等による権利関係の整理や土壌汚染調査を実施中。
- 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施を可能とする構造改革特別区域法の改正（令和元年 12 月）

### 横浜市

- 民有地・国有地・市有地が混在し、民有地の地権者約 250 名は、米軍施設として約 70 年間にわたって土地利用が制限されていたため、早期の生活再建を求めている。
- 構造改革特別区域計画を申請・認定（令和 2 年 1 月）。
- 土地区画整理事業、新たな交通、公園整備事業の環境影響評価等手続きに着手（令和 2 年 1 月）
- 郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、「農業振興ゾーン」や「観光・賑わいゾーン」といった 4 つのゾーンからなる土地利用の考え方等を示した、旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画を策定（令和 2 年 3 月）。
- 土地区画整理事業の都市計画決定（令和 4 年 4 月）、事業計画決定（令和 4 年 10 月）



郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、国際園芸博覧会の開催時期を目標に、早期にまちづくりを進めることが必要

- 接収により、長年にわたって自由な土地利用が制限されてきたため、早期に新たな土地利用を図る上でも、必要な都市基盤整備にあたっては、国の積極的な支援が必要。

## 提案・要望内容

- 1 長年にわたる地元負担を踏まえ市の財政負担の軽減を図るため、早期のまちづくりに向けた**国有地の処分条件の特段の配慮**
- 2 **市施行による土地区画整理事業の財政支援**
- 3 将来の土地利用に必要な**道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に向けた検討支援と財政支援**



## 参考1 旧上瀬谷通信施設地区の特徴

- ・平成 27 年 6 月に返還された米軍施設跡地で、民有地・国有地・市有地を合わせて、ほぼ全域が市街化調整区域の約 242ha という首都圏においても貴重な広大な空間。
- ・市内でも有数のまとまった農地が広がり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接する、非常にポテンシャルの高い地域。

- 総面積 242.2ha
  - ・民有地 110.0ha (45.4%)
  - ・国有地 109.5ha (45.2%)
  - ・市有地 22.7ha (9.4%)

- 地権者数 約 250 名



### ■接收以降の経緯

- ・昭和 26 年 3 月 米軍が接收
- ・平成 27 年 6 月 上瀬谷通信施設の全域が返還
- ・平成 29 年 11 月 民間土地所有者による「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」設立
- ・平成 30 年 12 月 市施行による土地区画整理事業の実現に向けて構造改革特区を提案
- ・令和 2 年 1 月 構造改革特別区域計画の申請・認定
- ・令和 2 年 3 月 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画策定
- ・令和 4 年 4 月 土地区画整理事業の都市計画決定
- ・令和 4 年 10 月 土地区画整理事業の事業計画決定

- 撤去が必要となる米軍施設 ※右上航空写真の点線箇所  
 宿舎・厚生施設(体育館等)・通信受信施設・発電施設等

## 参考2 基本コンセプトと土地利用計画

- ・「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」をテーマに位置づけ、広大な土地や、広域における交通利便性などの特性・ポテンシャルをいかし、「農業振興」「観光・賑わい」「物流」「公園・防災」の4つの地区を配置し、まちづくりを進めている。
- ・土地利用に伴い発生が想定される交通需要に対応するため、周辺道路(市道五貫目第33号線(八王子街道)・瀬谷地内線)の整備、新たな交通の導入、新たなインターチェンジの整備に向けた検討を進めている。
- ・まちづくりの起爆剤として、国際園芸博覧会の 2027 年開催に向けた取組を進めている。

土地利用計画図



提案の担当 / 都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課長 西岡 毅 TEL 045-671-4008  
 都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷交通整備課長 守谷 俊輔 TEL 045-671-4606

## 高速道路の整備推進

国土交通省

- 1 横浜環状南線・横浜湘南道路及びアクセス道路の整備推進
  - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
  - (2) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
  - (3) 本線へのアクセス道路の事業費確保
- 2 高速道路の安定的な維持管理・更新等による高いサービス水準を地方財政に依存することなく維持するための検討の推進

### 現状・課題

#### 国

- 生産性の高い物流システムの構築、災害発生時の回路機能、首都圏全体の国際競争力強化を目的に、首都圏3環状道路をはじめとした道路交通ネットワークの早期整備を推進。
- 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間。
- 令和3年8月4日、社会資本整備審議会の国土幹線道路部会において、持続可能な高速道路システムの構築に向けた制度等のあり方について中間答申を公表。

#### 横浜市

- 横浜環状南線及び横浜湘南道路の完成により、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力が強化、保土ヶ谷バイパス等市内幹線道路が混雑緩和。
- 整備効果を最大限に発揮させるために、アクセス道路について、計画的かつ集中的に整備。
- 横浜環状南線の影響評価の手続きにおいて、脱硝装置の導入を市長意見として出したほか、地元からの請願が横浜市会において全会一致で採択。

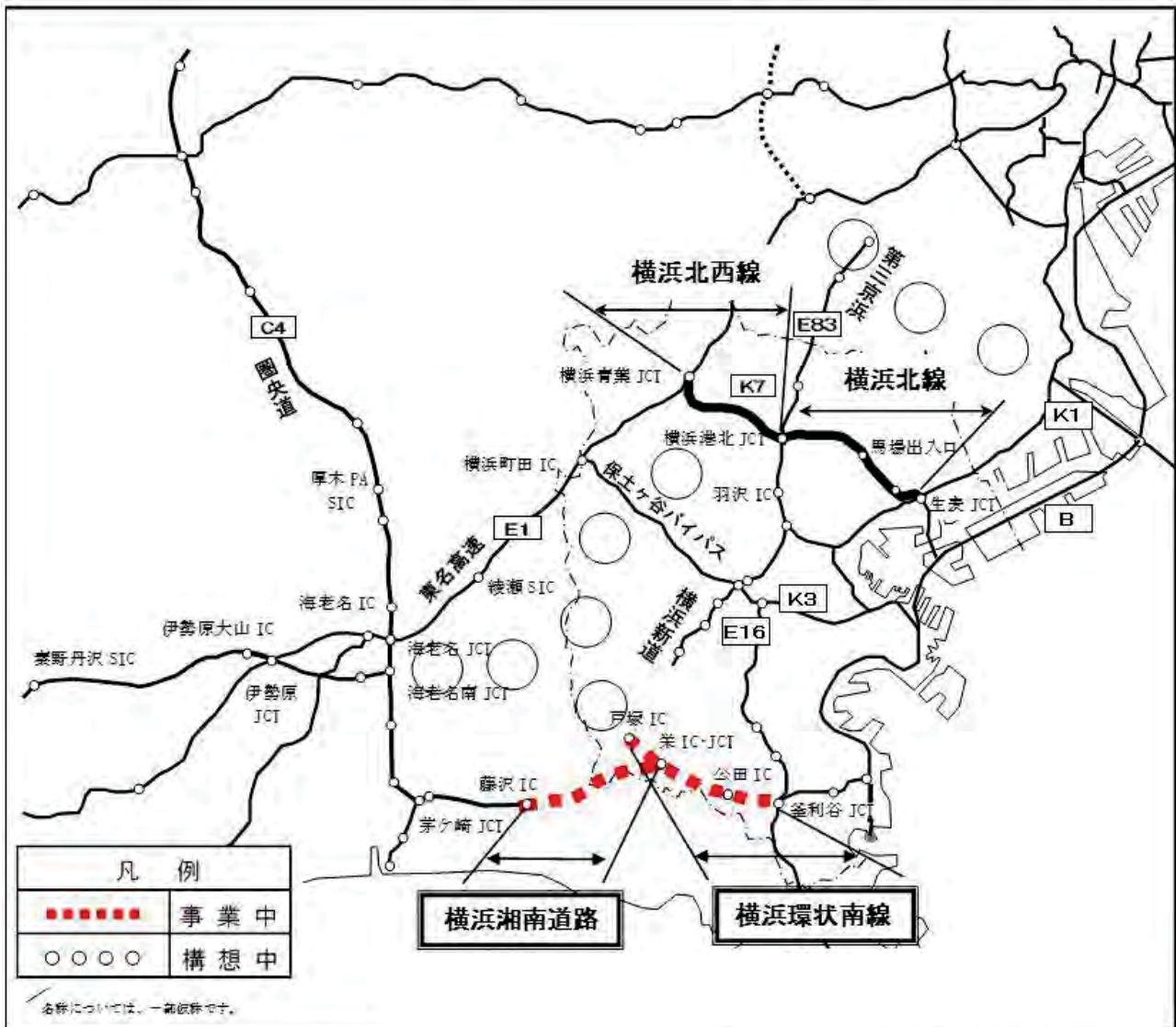
#### 生産性の高い物流ネットワーク構築のため、横浜環状南線・横浜湘南道路の早期開通が必要

- 経済の好循環をもたらす圏央道の整備効果を十分に発揮するため、**未整備区間である横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通が必要。**
- 本線及びアクセス道路の早期整備を通じてストック効果を最大限に発現するため、国と地方が一体となった連携が必要。

### 提案・要望内容

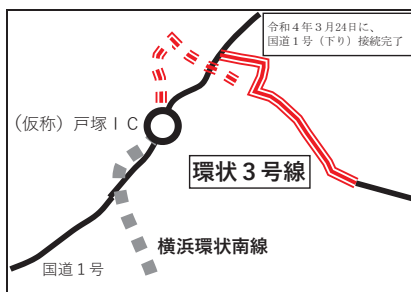
- 1 横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通に向けた整備の推進
  - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
  - (2) 横浜環状南線の整備における脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
  - (3) 本線へのアクセス道路（環状3号線、市道下倉田第406号線（田谷線）、横浜藤沢線、主要地方道原宿六ツ浦（上郷公田線））の整備に係る事業費の着実な確保
- 2 国土幹線道路部会の中間答申を踏まえ、持続可能な高速道路システムの構築に向けた地方財政に依存することのない検討の推進

### 参考1 横浜市高速道路広域図

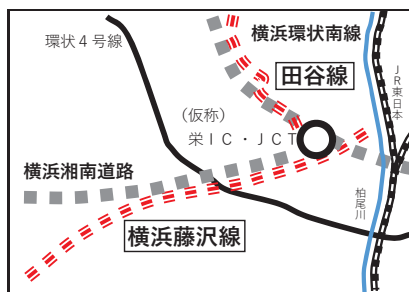


### 参考2 横浜環状南線・横浜湘南道路 アクセス道路位置図

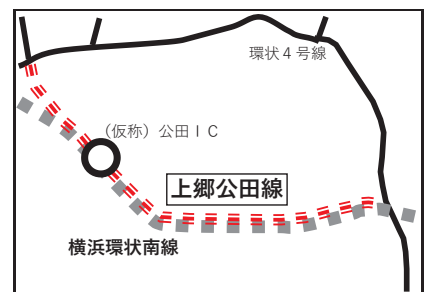
凡例 ■■■■ 事業中 ■■■■■■ 完成



【環状3号線】



【市道下倉田第406号線(田谷線)】  
【横浜藤沢線】



【主要地方道原宿六ツ浦(上郷公田線)】

提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長  
 道路局横浜環状道路調整課長  
 道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長  
 道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長

森田 真郷 TEL 045-671-2937  
 青木 隆浩 TEL 045-671-3985  
 大橋 男 TEL 045-671-2889  
 松本 英之 TEL 045-671-2734



## 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進

国土交通省

- 1 直轄国道の整備推進及び補助国道の事業費確保
- 2 重要物流道路の整備推進に向けた支援
- 3 子どもの移動経路における交通安全対策に資する幹線道路整備に対する支援
- 4 幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充
- 5 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進
- 6 連続立体交差事業の推進
- 7 道路整備を計画的かつ着実に進めるための道路関係予算の更なる拡大

### 現状・課題

#### 国

- 地域高規格道路のネットワークの再編・検討を踏まえた新広域道路交通ビジョン・計画を令和3年7月策定、令和4年4月1日に同ビジョン・計画の路線の中から重要物流道路を追加指定。
- 千葉県八街市の交通事故を受け実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて実施する交通安全対策について、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度を創設。
- 交通事故防止と駅周辺の交通利便性確保のため、踏切道改良促進法に基づき改良すべきとされた踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を令和3年度に創設。
- 国の道路関係予算は平成9年度のピーク時から半減し、事業の進捗に影響。

#### 横浜市

- 補助国道及び市内幹線道路網は、直轄国道とあわせて機能する必要があるが、横浜藤沢線及び横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）をはじめ、整備が停滞。
- 幹線道路の整備が不十分なため、子どもの移動経路（通学路等）である生活道路に車両が流入。
- 国や県、指定都市で構成する「神奈川県移動性向上委員会」や「神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ」を通じ、渋滞対策の取組を推進しているが、横浜市内の道路はまだまだ混雑している状況であり、主要渋滞箇所が127箇所となっている。
- 「横浜市踏切安全対策実施計画」にて次期連続立体交差事業区間として選定した、相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近については、令和4年6月に事業認可を取得し、11月から工事着手する。



#### 幹線道路ネットワーク整備への支援が必要

- 横浜藤沢線及び羽沢池辺線が重要物流道路に指定されたため、整備を進めていくことが必要。
- 子どもの移動経路への通過交通を転換するため、幹線道路整備実現に向けた国の支援が必要。
- 市内の道路の混雑解消に向けて、「神奈川県移動性向上委員会」における主要渋滞箇所の対策を国の重点施策の対象とすることが必要。

#### 連続立体交差事業を推進するための支援が必要

- 連続立体交差事業は、多額の費用と時間を要するため、安定的な国の支援が必要。

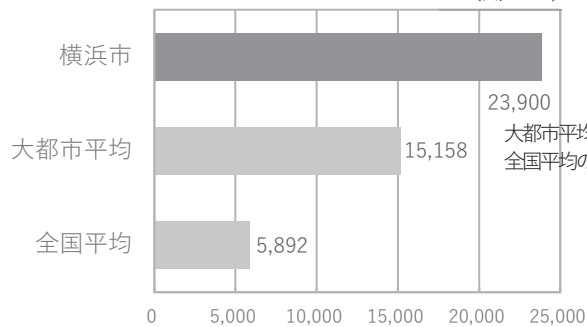


## 提案・要望内容

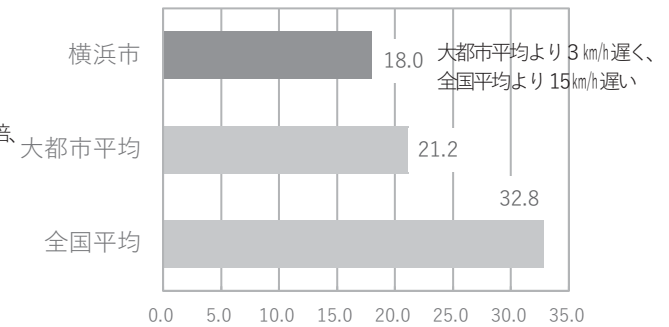
- 1 直轄国道（一般国道 1 号戸部付近及び一般国道 246 号荏田付近の現道拡幅、一般国道 16 号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道 357 号）の着実な整備及び補助国道（一般国道 1 号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区）の整備に係る事業費の確保
- 2 横浜藤沢線及び横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）の整備推進に向けた事業費の確保
- 3 交通安全対策に資する山下長津田線（鴨居地区）、桜木東戸塚線（平戸地区）及び横浜逗子線（釜利谷六浦地区）の整備推進への継続的な支援
- 4 **主要渋滞箇所の解消等、渋滞対策に向けた幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充**
- 5 一般国道 1 号（戸塚警察署交差点、横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策、第三京浜保土ヶ谷 PA 付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置に向けた所要の調査設計等の推進。横浜港などを発着する物流への影響等にも配慮した、高速道路料金の各種割引制度等の見直しや、混雑状況に応じた料金施策の実現
- 6 **相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の推進に必要な事業費の確保**
- 7 道路整備を計画的かつ着実に進めるための道路関係予算の更なる拡大

### 参考 1 横浜市における道路交通の状況 （※出典：平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査）

■ 平均交通量（平日 12 時間）※ （台/12h）



■ 混雑時平均旅行速度（平日）※ （km/h）

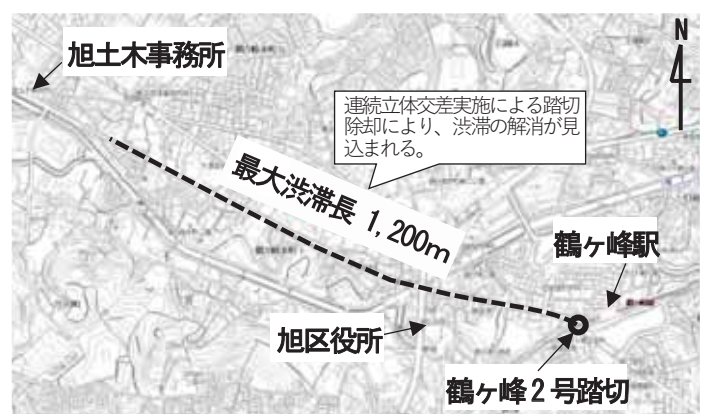


### 参考 2 連続立体交差事業の整備効果

■ 鶴ヶ峰 2 号踏切における渋滞の様子



■ 鶴ヶ峰 2 号踏切の最大渋滞長（R29.10 測定）



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長  
 道路局計画調整部企画課長  
 道路局横浜環状道路調整課長  
 道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長

森田 真郷 TEL 045-671-2937  
 桐山 大介 TEL 045-671-2746  
 青木 隆浩 TEL 045-671-3985  
 梅津 彰 TEL 045-671-2757

## 道路・河川における防災・減災、国土強靱化の対策推進

国土交通省

- 1 道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた支援
  - (1) 5か年加速化対策に必要な当初予算を含めた財源の確保と継続した支援
  - (2) 交付金制度の要件緩和
  - (3) 事業費の確保
- 2 無電柱化の推進に向けた支援
  - (1) 無電柱化の推進に向けた財源確保
  - (2) 省スペース・低コスト手法の導入及び地上機器地下化等の普及・実用化
- 3 河川の氾濫防止対策の推進に向けた予算の拡大

### 現状・課題

#### 国

- 激甚化・頻発化する水災害や切迫する地震災害等への対応、今後加速度的に進行するインフラの老朽化対策等について、取組を加速化・深化を図り、強靱な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和2年12月に閣議決定。
- 老朽化対策状況の更なる見える化を図るため、直近5年間の判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設の点検結果等を地図上で閲覧できる「全国道路構造物損傷マップ」を公開。
- 無電柱化推進計画において「電線管理者は、国及び地方公共団体と連携しつつ、地上機器や特殊部のコンパクト化・低コスト化について主体的に技術開発を進める」としている。
- 頻発・激甚化する水害に対してあらゆる関係者が協働する「流域治水」へ転換し、全ての一級水系で流域治水プロジェクトの策定を行い、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速。

#### 横浜市

- 平成31年3月「横浜市強靱化地域計画」、平成30年12月「横浜市無電柱化推進計画」を策定。現在、本体工事に着手する路線が増えており、財源確保が必要。
- 市が管理する橋梁1709橋（橋長15m以上の橋梁は857橋）のうち健全度Ⅲ判定のものは180橋、歩道橋326橋のうち、健全度Ⅲ判定のものは41橋ある。これらを早期に修繕し、予防保全型管理への移行を目指している。
- 令和元年9月の大雨では、住宅等が近接する未改修河川で浸水被害が発生。
- 令和3年9月に神奈川県と共同し、境川水系・帷子川水系・大岡川水系の流域治水プロジェクトを公表、同年3月に公表済である鶴見川水系と合わせて流域治水を推進。

#### 国土強靱化の推進に向けては、中長期的な視点での支援が必要

- 国土強靱化に関する交付金制度は、災害時にも地域の輸送等を支える道路整備のうち、早期に効果の発現が見込める事業が重点要件となっているが、現行、対象外である中長期的に取り組む事業も、国土強靱化の推進に向けては、必要不可欠。
- 強靱な国土づくりの実現のためには、5か年加速化対策及びそれ以降の継続した支援が必要。

## 無電柱化事業を推進するための支援が必要

- 無電柱化の効果を早期に発現させるためには、本体工事実施のための予算確保が必須。
- 引き続き、事業を推進するには、直接埋設や小型ボックス活用埋設等の省スペース・低コスト手法の導入及び歩行空間確保に資する、地上機器のコンパクト化・地下化の普及・実用化が必要。

## 河川の氾濫防止対策の推進に向けた予算の拡大が必要

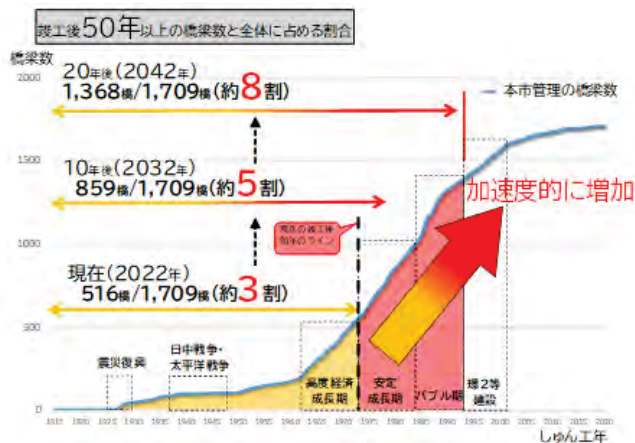
- 近年、台風等の大雨による浸水被害が発生しており、流域治水の基盤となる河川改修の推進と、さらなる流下能力の向上が不可欠。
- 都市部の中小河川の改修では、個別補助制度の適用対象とならない事業区間も多くあるため、交付金による所要額確保が必要。

## 提案・要望内容

- (1) 道路施設の老朽化対策をはじめ、国土強靱化対策を推進するために必要な当初予算を含めた財源の確保及び、5か年加速化対策後の継続した財源の確保
  - (2) 緊急輸送路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築等の中長期的な取組を、道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた交付金制度の対象要件に追加
  - (3) 国土強靱化地域計画に基づく事業として実施している、鶴見川人道橋、桂町戸塚遠藤線の整備に係る事業費の確保
- (1) 無電柱化事業の事業費確保のための財政支援の継続
  - (2) 省スペース・低コスト手法及び地上機器コンパクト化・地下化の普及・実用化
- 河川の氾濫防止対策の推進に向けて、都市部の中小河川の改修に対する個別補助金及び交付金の所要額の確保

### 参考1 横浜市の橋梁老朽化対策の課題

市が管理する橋梁1,709橋のうち、約80%にあたる1,368橋がしゅん工後50年以上となり、老朽化はこれから本格化を迎えるため、適切な修繕を実施していく必要がある。



### 参考2 河川改修の進捗状況と被害発生状況

#### 都市基盤河川改修事業

- ・帷子川 (71.8%)  
床上・床下浸水31戸 (平成25年4月6日大雨)  
床上・床下浸水18戸 (平成26年台風18号)
- ・今井川 (70.9%)  
床上・床下浸水114戸 (平成16年台風22号)

#### 準用河川改修事業

- ・日野川 (45.4%)  
床上・床下浸水45戸 (令和元年9月3日大雨)



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長 森田 真郷 TEL 045-671-2937  
 道路局計画調整部企画課長 桐山 大介 TEL 045-671-2746  
 道路局河川部河川事業課長 米夢 満芳 TEL 045-671-3981



## 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進

国土交通省

- 1 コンテナ取扱機能強化のため D5 コンテナターミナル再整備をはじめとする本牧ふ頭再編、新本牧ふ頭・南本牧ふ頭整備推進
- 2 国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業に対する地方負担割合の低減
- 3 高機能な物流施設の集積による本牧ふ頭のロジスティクス拠点形成への支援

### 現状・課題

#### 世界

- 近年、アジア諸港におけるコンテナ取扱量の急増、スケールメリットを迫及するためのコンテナ船の更なる大型化や、船社間の海運アライアンス再編等に伴う寄港地絞り込みが進展。

#### 国・横浜市

- 国際コンテナ戦略港湾政策として「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取組を推進。



#### 引き続き世界の海運動向に迅速かつ的確に対応していくことが必要

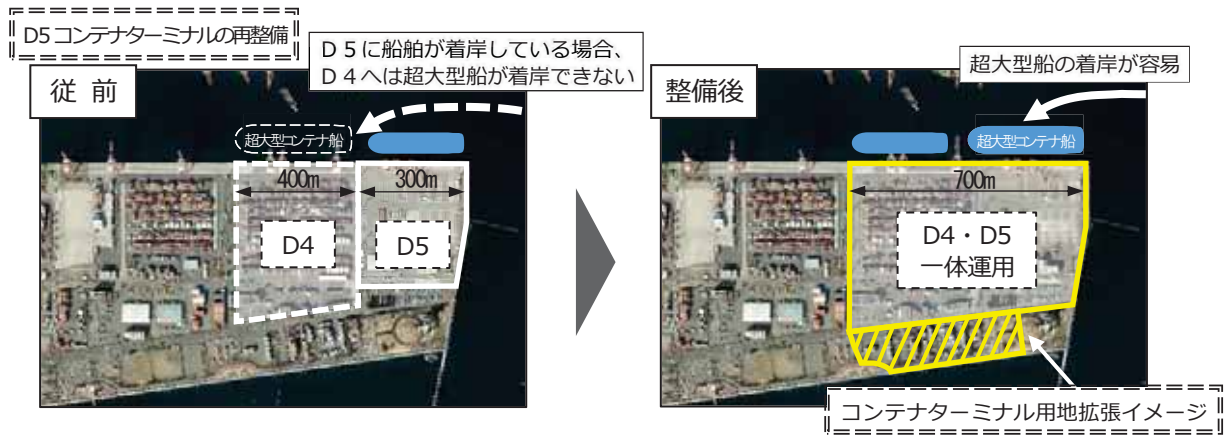
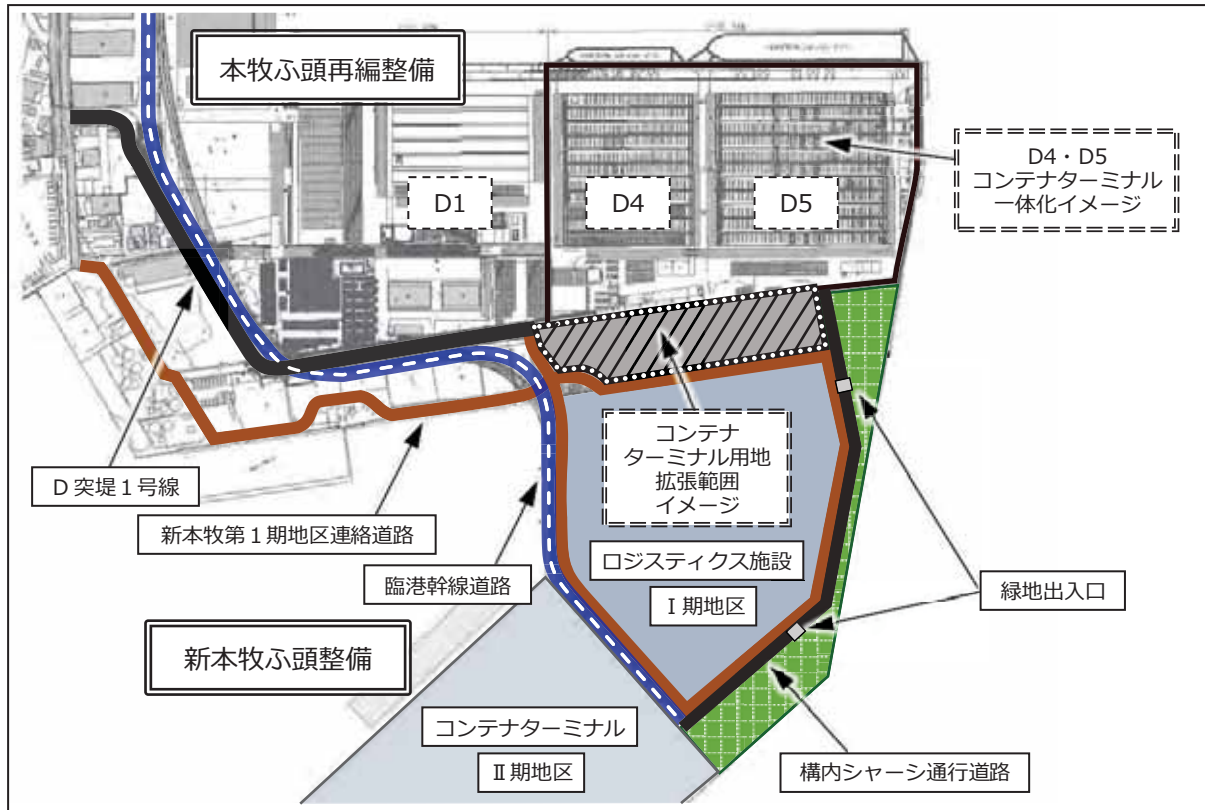
- 国際コンテナ戦略港湾として、急速に進展する船舶の大型化に対応し、国際基幹航路の維持・拡大を目指すためには、本牧ふ頭 D5 コンテナターミナルの再整備、新本牧ふ頭の着実な整備推進、南本牧ふ頭の更なる一体運用の推進（荷さばき地拡張・整備）、本牧ふ頭 A 突堤ロジスティクス拠点形成等によるコンテナ取扱機能の強化が必要。
- 本牧ふ頭と新本牧ふ頭のコンテナターミナルの交通動線を立体的に分離し円滑なアクセスを可能とする臨港幹線道路、新本牧ふ頭のロジスティクス施設や緑地にアクセスするための新本牧第1期地区連絡道路、内航船のバースホッピングを避けるため本牧ふ頭と新本牧ふ頭の構内シャーシの通行を可能とする動線の整備が必要。
- 本牧ふ頭、新本牧ふ頭、南本牧ふ頭での整備を着実に推進するため、国直轄事業における地方負担割合の低減が必要。

### 提案・要望内容

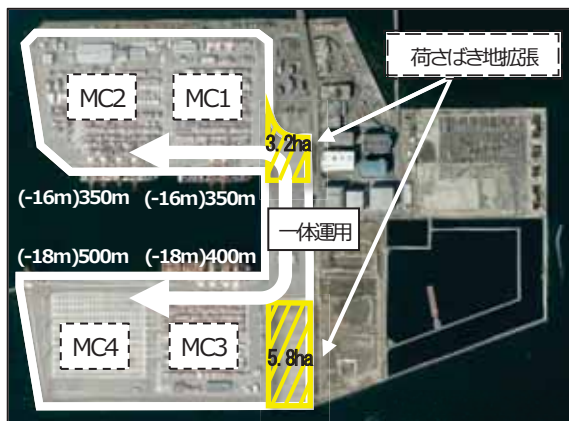
- 1 超大型コンテナ船への対応を図るため、岸壁の延伸・効率的な荷役方式への更新・コンテナターミナル用地の拡張等、D4 コンテナターミナルとの一体運用に向けた**本牧ふ頭 D5 コンテナターミナルの再整備や荷さばき地拡張**。我が国の将来を担う物流拠点として**新本牧ふ頭の着実な整備**。本牧ふ頭と新本牧ふ頭を結ぶ**臨港幹線道路及び新本牧第1地区連絡道路、構内シャーシ通行道路の整備**。更なる一体運用の推進による効率的な運用等のための**南本牧ふ頭コンテナターミナルの荷さばき地拡張**
- 2 経済を支える基幹インフラの整備を国の責任において推進していくため、**国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業における地方負担割合の低減**。**コンテナターミナル用地の国有化の推進**
- 3 本牧ふ頭 A 突堤のロジスティクス拠点形成を推進するため、民間が整備する高度な物流施設に対して行う**無利子資金貸付事業の十分な事業費確保**



### 参考1 本牧ふ頭・新本牧ふ頭における事業



### 参考2 南本牧ふ頭における事業



### 参考3 国直轄事業の地方負担割合

(新本牧ふ頭整備の例)

施設名称	負担割合	
	現在	要望
岸壁	3/10	3/10 以下
荷さばき地	1/3	
防波堤	1/3	1/3 以下
防波堤機能を有する護岸	4.5/10	

提案の担当 / 港湾局港湾物流部物流企画課長  
 港湾局政策調整部新本牧事業推進課長  
 港湾局政策調整部政策調整課長

氏家 治 TEL 045-671-2714  
 米森 勝行 TEL 045-671-7373  
 洞澤 実 TEL 045-671-2877

## 国際クルーズの再開と港の賑わい創出

国土交通省、厚生労働省、外務省

- 1 国際クルーズ再開に向けた検疫体制の明確化、ガイドライン等の策定、国際ルールの確立
- 2 山下ふ頭における岸壁の耐震強化、臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の国直轄事業による整備

### 現状・課題

#### 国

- インバウンドの回復に向けた外国人旅行客の受け入れ環境の整備を進める。（令和4年6月7日閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」）
- 国際クルーズ再開に向け、感染症や危機管理の専門家等の意見を聞きながら、関係業界が整備するガイドラインを監修、クルーズの安全・安心の確保に関する検討を実施。

#### 横浜市

- 国のガイドラインに加え、全乗客の乗船前PCR検査、船内におけるPCR検査体制の配備、船内で感染が発生した場合の宿泊施設・移動手段の手配、寄港地における陽性者受入条件の事前確認等を行うことで、令和2年11月に国内クルーズが再開。令和3年のクルーズ客船の寄港回数は72回にのぼり瀬戸内海を巡る観光船を除き全国第1位。
- 山下ふ頭再開発の新たな事業計画案の策定に向け、市民・民間事業者等の皆様からの意見・事業提案募集、市民意見交換会を実施。



### 国際クルーズ再開のため、検疫体制の明確化、ガイドライン等の策定、国際ルールの確立が必要

- 錨地及び岸壁における検疫、陽性者発生時の検査、必要に応じた濃厚接触者の特定、隔離期間・施設等のオペレーションと地元保健所の役割分担等、検疫体制の明確化が必要。
- 本格的な国際クルーズの再開に向けて、国が監修した統一的なガイドライン等の策定が必要。
- 港、船籍、船会社等がそれぞれ別の国である場合の対処に関する国際ルールの確立が必要。

### 山下ふ頭の新たな街づくりのため、防災機能の向上と埠頭間を連絡するアクセスの強化が必要

- 港湾計画に位置付けた耐震強化岸壁や臨港幹線道路の国直轄事業による整備が必要。

### 提案・要望内容

- 1 国際クルーズ再開に向け、錨地及び岸壁における検疫、陽性者発生時の検査、必要に応じた濃厚接触者の特定、隔離期間・施設等のオペレーションと地元保健所の役割分担等、**検疫体制の明確化。国が監修した統一的なガイドライン等の策定。**港、船籍、船会社等がそれぞれ別の国である場合の対処に関する**国際ルールの確立**
- 2 山下ふ頭の新たな街づくりに向けた、防災機能の向上と埠頭間を連絡するアクセスの強化のため、港湾計画に位置付けた**耐震強化岸壁や臨港幹線道路の国直轄事業による整備**

## 参考1 国内クルーズ再開に向けた本市独自の取組

<本市独自の取組>

- ・全乗客の乗船前の PCR 検査
- ・船内における PCR 検査体制の配備
- ・船内で感染が発生した場合の宿泊施設・移動手段の手配
- ・寄港地の感染者受入の事前確認

※現在では、国内共通ルール



令和2年11月から国内クルーズ再開

令和3年の横浜港におけるクルーズ客船の寄港回数は **72回**  
(瀬戸内海を巡る観光船を除き全国第1位)



飛鳥II

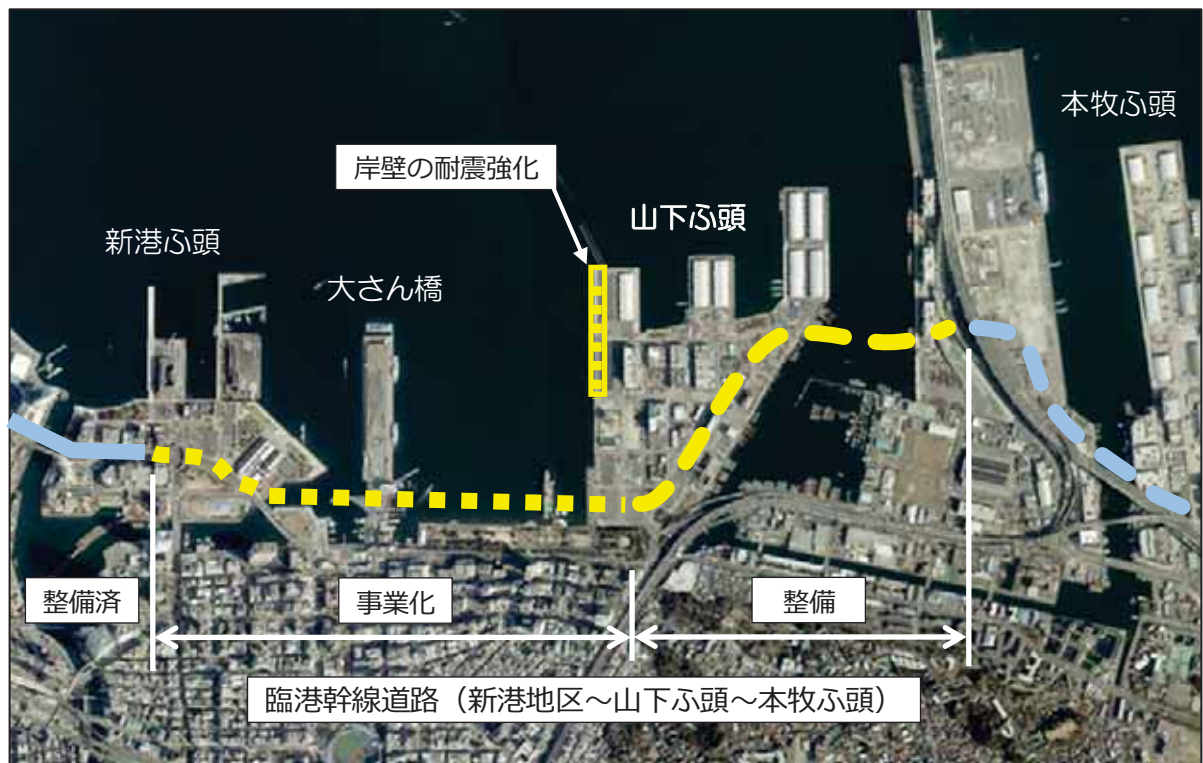


にっぽん丸



ぱしふいっくびいなす

## 参考2 山下ふ頭における事業（耐震強化岸壁と臨港幹線道路等）



提案の担当	／ 港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課長	高橋 哲	TEL 045-671-7237
	港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課担当課長	荻原 浩二	TEL 045-671-7325
	港湾局港湾物流部物流企画課長	氏家 治	TEL 045-671-2714
	港湾局政策調整部政策調整課長	洞澤 実	TEL 045-671-2877



## 安全・安心で環境にやさしい港づくり

国土交通省、経済産業省

- 1 カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた水素供給インフラ等の検討
- 2 船舶への陸上電力供給設備の整備やブルーカーボンの取組等に対する支援
- 3 津波・高潮・高波対策として海岸保全施設等の整備に対する事業費の確保

### 現状・課題

#### 国

- 2050年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。
- 日米首脳会談の共同声明において日米で世界の脱炭素化をリードしていくことを確認。
- 日米豪印による首脳会談（QUAD）の共同声明における脱炭素化に向けた活動の連携。

#### 横浜市

- NEDOの調査事業で「横浜港におけるCNP形成に向けた水素利活用システム検討調査」を実施。
- 川崎市や民間エネルギー供給事業者と水素等サプライチェーン構築に向けた連携協定を締結。
- 臨海部の脱炭素化を効果的に進めるため「横浜港CNP臨海部事業所協議会」を設立・開催。



### CNP形成に向け、次世代エネルギーの利活用や国・民間事業者との連携が必要

- 民間事業者による水素等次世代エネルギーの輸入拠点化と合わせて、パイプラインをはじめとする水素供給インフラ整備等に向け、集中的な資金支援、法制度の設計、高度な技術の確立が必要。
- 東日本では陸上電力と船内で使用される電気の周波数が異なるため、周波数変換装置が必要。
- 陸電設備には、周波数変換装置をはじめとする整備費やランニングコストが大きな負担となるため、国による支援が必要。
- 藻場・浅場（人工海浜・岩場）等を整備することで、ブルーカーボンとして杉の森林と同等のCO<sub>2</sub>吸収源が確保でき、豊かな海づくりの推進に繋がる。

### 安全安心な港づくりに向け、大規模災害への備え、水際対策が必要

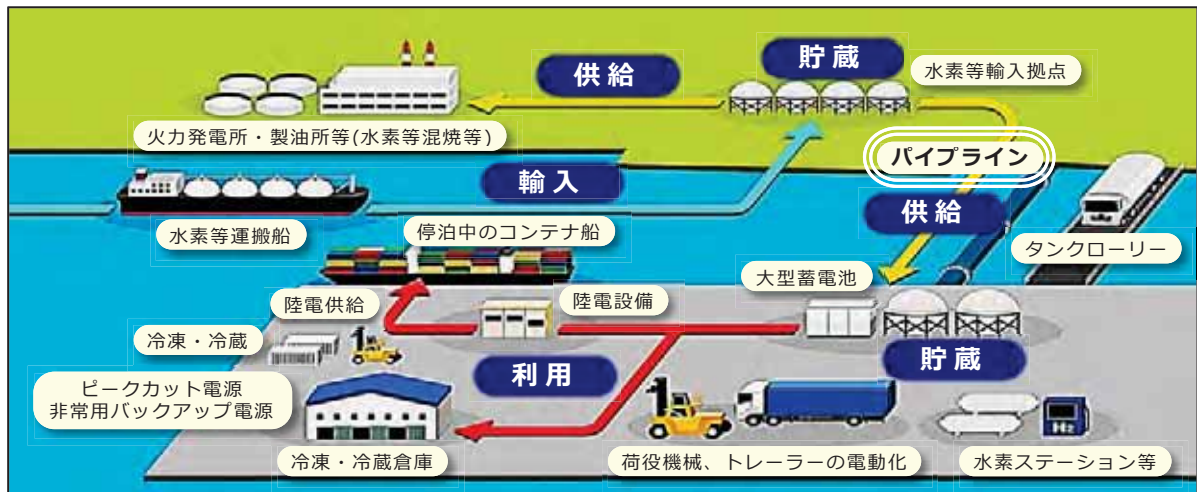
- 大地震による津波や激甚化する台風による高潮・高波等から人命や財産を守るため、海岸保全施設の早期整備が必要。

### 提案・要望内容

- 1 パイプラインをはじめとする水素供給インフラ整備等に対する資金、法制度の設計、高度な技術の確立
- 2 東日本にのみ必要となる周波数変換装置の国全額負担による整備をはじめとする船舶への陸電設備の整備や、新本牧ふ頭における生物共生型護岸の整備、CO<sub>2</sub>を吸収する「ブルーカーボン」としての機能も担う藻場・浅場の整備等に対する支援
- 3 津波・高潮・高波への対策のため、海岸保全施設等の早期整備に必要な事業費の確保



### 参考1 港湾エリアにおける水素等次世代エネルギーのサプライチェーン構築のイメージ



### 参考2 ブルーカーボンの取組 (杉の森林と同等のCO<sub>2</sub>吸収源の整備)

#### 生物共生型護岸の整備

護岸の壁面に波を穏やかにするスリット、上部は日が差し込む構造、中には自然石を敷いて、海藻や海生生物が息する自然の岩礁を再現します。

#### 藻場・浅場の形成

#### 杉とアマモのCO<sub>2</sub>吸収量の比較

樹齢	CO <sub>2</sub> 吸収量					90年総吸収量
	10年	30年	50年	70年	90年	
杉	3.5	8.1	6.4	3.1	1.3	445.6
アマモ	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	441.0
t-CO <sub>2</sub> /年・ha						t-CO <sub>2</sub> /ha

### 参考3 CNP 形成に向けた取組



日米首脳共同声明

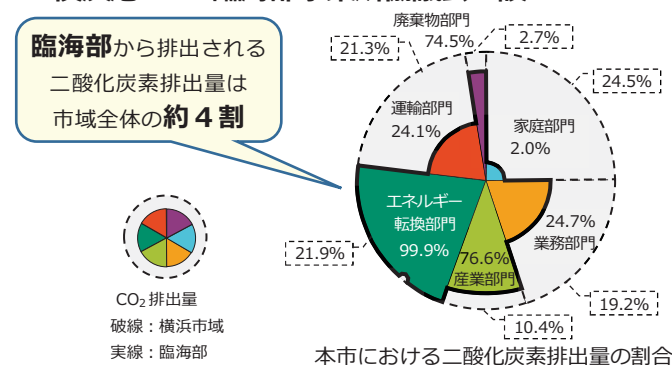


日米豪印首脳会合 (QUAD)



川崎市と連携協定を締結

### 参考4 横浜港 CNP 臨海部事業所協議会の設立



横浜港 CNP 臨海部事業所協議会

提案の担当	／	港湾局政策調整部政策調整課担当課長	中村 仁	TEL 045-671-7279
		港湾局政策調整部新本牧事業推進課長	米森 勝行	TEL 045-671-7373
		港湾局政策調整部政策調整課長	洞澤 実	TEL 045-671-2877

## 提案・要望項目 府省別一覧

### 内閣府

- 1 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p1
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置 p3
- 4 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応 p7
- 5 「特別市」の早期実現 p9
- 7 子どもの医療費助成の充実 p13
- 8 保育人材の確保・定着に向けた支援 p15
- 9 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p17

### 総務省

- 1 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p1
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置 p3
- 5 「特別市」の早期実現 p9

### 外務省

- 13 第9回アフリカ開発会議の横浜開催 p25
- 14 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p27
- 20 国際クルーズの再開と港の賑わい創出 p39

### 財務省

- 15 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p29

### 文部科学省

- 8 保育人材の確保・定着に向けた支援 p15
- 9 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p17
- 10 デジタル・AI時代を見据えたGIGAスクール推進 p19

### 厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p1
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置 p3
- 3 新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を踏まえた事業者支援策の拡充 p5
- 4 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応 p7
- 6 出産育児一時金における地域加算制度の構築 p11
- 7 子どもの医療費助成の充実 p13
- 8 保育人材の確保・定着に向けた支援 p15
- 9 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p17
- 11 帯状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置 p21
- 20 国際クルーズの再開と港の賑わい創出 p39

### 農林水産省

- 14 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p27
- 15 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p29

### 経済産業省

- 3 新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を踏まえた事業者支援策の拡充 p5
- 12 プラスチック資源循環の推進 p23
- 14 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p27
- 21 安全・安心で環境にやさしい港づくり p41

## **国土交通省**

- 14 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p27
- 15 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p29
- 16 高速道路の整備推進 p31
- 17 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進 p33
- 18 道路・河川における防災・減災、国土強靱化の対策推進 p35
- 19 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進 p37
- 20 国際クルーズの再開と港の賑わい創出 p39
- 21 安全・安心で環境にやさしい港づくり p41

## **環境省**

- 12 プラスチック資源循環の推進 p23







---

横浜市 政策局 大都市制度推進本部室 大都市制度・広域行政部 広域行政課  
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10  
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

---

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>